第6回 石岡市文化財調査報告会
発 表 要 旨

東大橋原遺跡の圧痕調査	金　子　悠　人	2
舟塚山第14号墳 古墳時代中期後半の「大型」円墳	冨　田　　樹	6
常陸国分寺跡（ガラミドウ地区） 国指定100周年、推定塔跡の確認	小杉山　大　輔	12
関川文書 石岡の中の水戸藩資料	竹　内　智　晴	18
常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事	谷　仲　俊　雄	26

2022

石岡市教育委員会

例　言

1．本書は、2022（令和４）年８月20日（土）に開催する「第６回石岡市文化財調査報告会」（主催：石岡市教育委員会）の発表要旨です。

2．本書の執筆は各報告者が行いました。編集は石岡市教育委員会 文化振興課が行いました。

3．報告会の開催にあたり、下記の方々からのご協力とご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。

小林　謙一　　佐々木　憲一　　佐々木　由香　　山本　華

中央大学文学部考古学研究室　　常陸國總社宮

常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会　　明治大学文学部考古学研究室

第６回 石岡市文化財調査報告会　プログラム

開催日　2022（令和４）年８月20日（土）
会　場　八郷総合支所　101～103会議室

13:00	東大橋原遺跡の圧痕調査	金　子　悠　人
13:40	舟塚山第14号墳 ―古墳時代中期後半の「大型」円墳―	冨　田　　樹
14:20	常陸国分寺跡（ガラミドウ地区） ―国指定100周年、推定塔跡の確認―	小杉山　大　輔
15:00	休憩	
15:15	関川文書 ―石岡の中の水戸藩資料―	竹　内　智　晴
15:55	常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事	谷　仲　俊　雄

ひがしおおはしはらいせき
東大橋原遺跡の圧痕調査

石岡市東大橋　　石岡市教育委員会　金子悠人

遺跡の概要

東大橋原遺跡は、茨城県石岡市東大橋に所在する縄紋時代から奈良・平安時代にかけての遺跡です(図 1・2)。遺跡北側に園部川を臨み、標高 20～25m の台地上に位置しています。1977 年から 1979 年の３年にかけて学術調査が実施されました(図 2・3)。1978 年の調査では、縄紋時代中期(加曾利 ＥⅠ式期とされる)の土器焼成遺構が確認されており(川崎ほか 1979)、茨城県内でも代表的な縄紋時代の遺跡の一つになっています。その成果は、多数の文献で報告・発表されています(川崎ほか 1978・1979・1980 ほか)。また、その後も継続した試掘調査・発掘調査がおこなわれています(小杉山 2007、小杉山・曾根 2008・2010 ほか)。

調査の方法

縄紋時代の人々の植物利用の実態について知るために、東大橋原遺跡を対象として圧痕調査をおこないました。

今回の対象資料は、1978 年の東大橋原遺跡第 2 次調査出土土器資料を中心に第 1 次調査から第 3 次調査までの縄紋土器資料 4367 点を対象としました[1]。圧痕採取は、丑野ら(1991)や比佐・片多(2006)の手法を参照し、以下の手順でおこないました。

まず目視およびルーペによる土器の観察をおこない、種実など圧痕の可能性がある土器を抽出しました。その後、圧痕部分を洗浄し、印象材(JM シリコン　インジェクションタイプ)と離型剤(パラロイドＢ72 の 9%アセトン溶液)を用いてレプリカ試料を作成しました。レプリカ試料作成後は、アセトンにより圧痕およびその周辺に塗布した離型剤を除去しました。作成したレプリカ試料は実体顕微鏡での観察後、種実等の可能性がある試料を走査型電子顕微鏡(KEYENCE 社製　VHX－D500/510)にて撮影・計測しました。

調査結果

調査の結果、作成した 17 点のレプリカ試料のうち、11 点の試料が何らかの圧痕であると同定されました(表 1・図 4)。同定結果は、ササゲ属アズキ亜属種子が 1 点、ササゲ属アズキ亜属種子？が 1 点、シソ属果実が 3 点、キハダ種子が２点、不明種実、不明植物が各 1 点、不明植物または昆虫のフンが 1 点、不明木材が 1 点でした。

茨城県内における圧痕調査事例は、弥生時代前半を中心とした調査がおこなわれた殿内遺跡などが挙げられます(遠藤 2015)が、縄紋時代中期を対象とした調査報告事例は少なく、今回の調査は茨城県内の圧痕調査を進めるうえでも重要な成果です。また、石岡市内では初の調査事例となります。

考察と今後の課題

今回の調査では、土器総数 4367 点のうち、11 点が確認されました。出土土器に占める種実圧痕の割合は 0.252%であり、同時期を中心とした調査からみても、ほぼ同程度の割合で圧痕が検出されたことがわかります(山本ほか 2017、中川ほか 2019、西本ほか 2022)。

また、今回確認された 2 点のササゲ属アズキ亜属種子は簡易楕円体体積で、1 点目(表 1-11)が 35.96 ㎣、2 点目(表 1-8) 30.70 ㎣[2](那須ほか 2015)でした。那須ほか(2015)の基準によれば、30 ㎣以下を野生型、60～70 ㎣を栽培型、その間を野生種と栽培種のサイズが重なる中間型としています。今回は中間型に含まれることになります。中山(2015・2020)の指摘によれば、ヤブツルアズキは、縄紋時代中期中葉以降、栽培化・栽培種の兆候を得るものとされています。また、那須(2018・2019 ほか)も、小型のマメが依然として利用されていることに触れつつも、縄紋時代中期から後期前半の中部高地と関東地方西部の諸磯・勝坂式土器文化圏においてドメスティケーションの始まりの可能性を指摘しています。今回のアズキ亜属種子は、そうした既往の調査の時期に合致するとともに、茨城県内においてもドメスティケーションによる種子サイズの変化が起きた可能性を示すものです。

さらに、今回の調査で、マメ類とシソ属、キハダをはじめとしたしょう果類がセットで確認されました。これは、中部高地から関東地方にかけての縄紋時代中期中葉から後葉の傾向と類似するものであり(中山 2015、佐々木 2019 ほか)、県内・市内における植物利用の実態が確認できました。

今後、今回調査しきれなかった東大橋原遺跡出土土器

や他遺跡の土器に関しても引き続き調査をおこない、より詳細なデータの構築に努めていきたいと思います。

註

(1)今回の調査のほとんどは、破片資料です。完形土器に比してやや検出率が下がることが過去の調査(山本ほか 2017)などからも推測されます。

(2)長さのみ残存値で計算。実際はやや大きくなることが推測されます。また、簡易楕円体体積の計算方法として中山(2015)によるものもあげられます。

この調査は令和 2 年-6 年度学術変革領域研究(A)計画研究 B02 班「土器型式と栽培植物の高精度年代体系構築」(領域代表小畑弘巳(20A102)、研究班代表小林謙一(20H05814))の一部を使用しました。また、詳細については、2023 年 3 月に刊行予定の『中央史学』(中央史学会)に掲載予定です。

また、今回の調査では小林謙一氏、佐々木由香氏、山本華氏にご協力をいただきました。記して謝意を申し上げます。

参考文献

海老沢稔 1978「石岡市東大橋原遺跡」『第 2 回茨城県考古学研究発表会要旨』茨城県考古学協会・勝田市教育委員会

川崎純徳・海老沢稔・黒沢彰哉・松本裕治 1978『石岡市東大橋原遺跡―第 1 次調査報告―』石岡市教育委員会

川崎純徳・黒沢彰哉・海老沢稔 1978「茨城県東大橋・原遺跡における縄文土器焼成遺構」『月刊　考古学ジャーナル』155 ニューサイエンス社

海老沢稔 1979「3.東大橋原遺跡第 2 次調査(石岡市)」『第 3 回茨城県考古学研究発表会要旨』茨城県考古学協会

川崎純徳・黒沢彰哉・海老沢稔・松本裕治・川又清明・横山仁 1979『石岡市東大橋原遺跡―第 2 次調査報告―』石岡市教育委員会

川崎純徳・黒沢彰哉・海老沢稔 1979「(9)茨城県石岡市東大橋・原遺跡の縄文土器焼成遺構」『日本考古学協会昭和 53 年度大会研究発表要旨』日本考古学協会

川崎純徳・海老沢稔・横山仁 1980『石岡市東大橋原遺跡―第 3 次調査報告―』石岡市教育委員会

丑野毅・田川裕実 1991「レプリカ法による土器圧痕の観察」『考古学と自然科学』24　日本文化財科学会

石岡市遺跡分布調査会 2001『石岡市遺跡分布調査報告』石岡市教育委員会

比佐陽一郎・片多雅樹 2006『土器圧痕レプリカ法による転写作業の手引き(試作版)』福岡市埋蔵文化財センター

小杉山大輔 2007『市内遺跡調査報告書』2　石岡市教育委員会

小杉山大輔・曾根俊雄 2008『市内遺跡調査報告書』3　石岡市教育委員会

小杉山大輔・曾根俊雄 2010『市内遺跡調査報告書』5　石岡市教育委員会

那須浩郎・会田進・佐々木由香・中沢道彦・山田武文・輿石甫 2015「炭化種実試料からみた長野県諏訪地域における縄文時代中期のマメの利用」『資源環境と人類』5

中山誠二 2015「中部高地における縄文時代の栽培植物と二次植生の利用」『第四紀研究』54

遠藤英子 2015『栽培穀物からみた、日本列島における農耕開始期の様相』(学位請求論文)

山本華・佐々木由香・大網信良・亀田直美・黒沼保子 2017「東京都下野谷遺跡における縄文時代中期の植物資源利用」『植生史研究』26-2

那須浩郎 2018「縄文時代の植物のドメスティケーション」『第四紀研究』57

佐々木由香 2019「土器種実圧痕から見た日本における考古植物学の新展開」庄田慎矢編『アフロ・ユーラシアの考古植物学』

那須浩郎 2019「縄文時代の狩猟採集社会はなぜ自ら農耕社会へと移行しなかったのか」庄田慎矢編『アフロ・ユーラシアの考古植物学』

中川真人・相模原縄文研究会・山本華・佐々木由香・バンダリスダルジャン 2019「勝坂遺跡の縄文土器種実圧痕にみる植物利用」『相模原市立博物館研究報告』27

中山誠二 2020『ものが語る歴史シリーズ㊵　マメと縄文人』同成社

金子悠人 2022『東大橋原遺跡―石岡市の縄文時代―』解説冊子 石岡市教育委員会

西本志保子・佐々木由香・小林謙一・山本華・小林尚子 2022「3.清水ヶ丘遺跡・武蔵国府関連遺跡東京競馬場地区の土器圧痕調査」『新府中市史研究　武蔵府中を考える』4

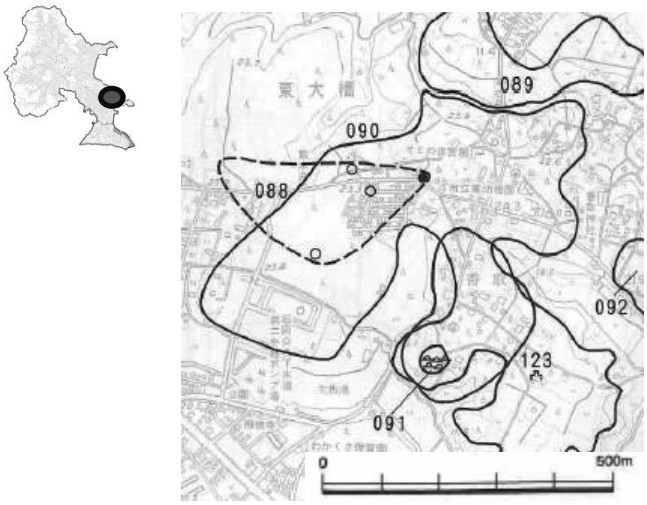

図１：東大橋原遺跡(90)位置図(石岡市遺跡分布調査会 2001;44 より引用)

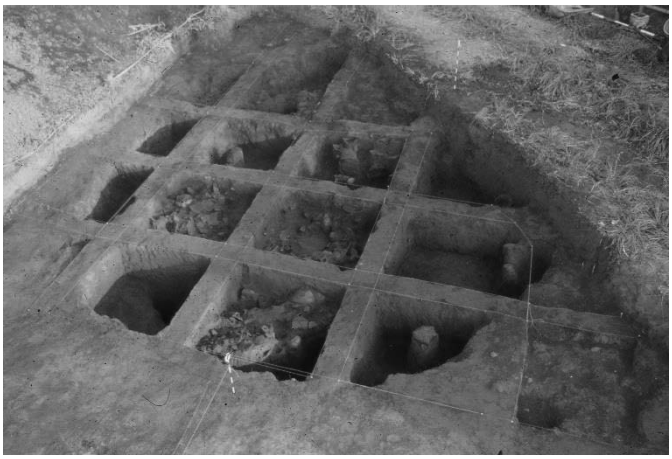

図３：東大橋原遺跡土器焼成遺構(A-3)発掘状況(川崎ほか 1979)

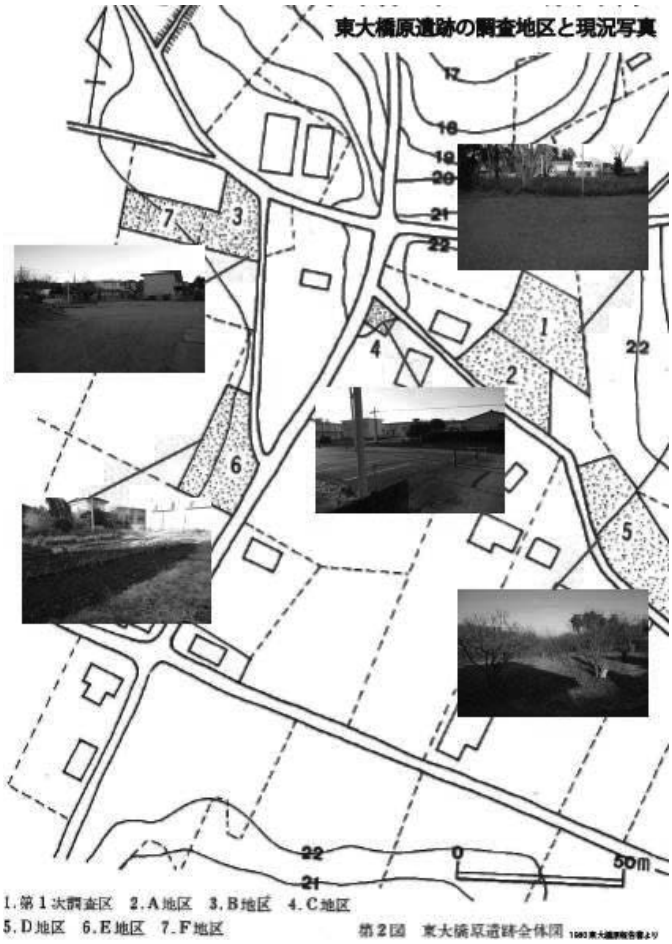

図２：東大橋原遺跡の調査地点と現況写真(金子 2022;5 より引用)

No	時期(縄紋時代)	土器型式	圧痕残存部位及び付着面		分類群及び部位	長さ(長軸・mm)	幅(短軸・mm)	厚さ(mm)	簡易楕円体体積(mm³)
1	中期中葉	阿玉台Ⅲ式	胴部	断面	シソ属果実	(2.13)	(1.56)	1.79	
2	中期中葉	無文	胴部	断面	シソ属果実	(2.06)	(1.48)	-	
3	中期中葉か	縄紋のみ	胴部	断面	キハダ種子	(2.75)	(2.69)	1.59	
4	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	口縁	外面	不明植物	(4.38)	2.79	2.51	
5	中期		底部	外面	不明種実	1.92	1.84	1.37	
6	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	胴部	断面	キハダ種子	(3.53)	2.41	1.85	
7	中期	無文	胴部	断面	シソ属果実	2.33	(2.17)	(1.72)	
8	中期中葉か	阿玉台式か	胴部	内面	アズキ亜属種子?	(5.52)	3.73	2.85	(30.70)
9	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	口縁	断面	不明種実/昆虫のフン	(3.23)	2.17	1.83	
10	中期後葉	加曽利 E1 式	胴部	断面	不明木材	(2.77)	2.48	2.49	
11	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	口縁	内面	アズキ亜属種子	5.56	3.85	3.21	35.96

表１：東大橋原遺跡出土土器圧痕一覧・()内は残存値

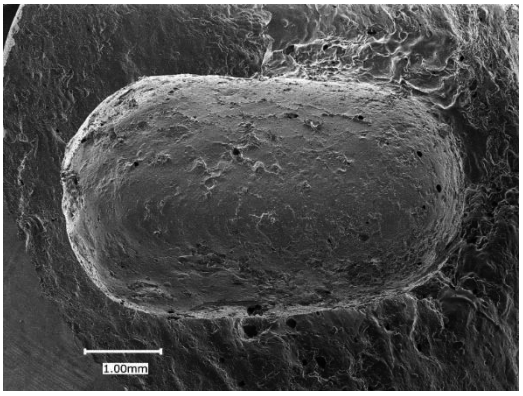

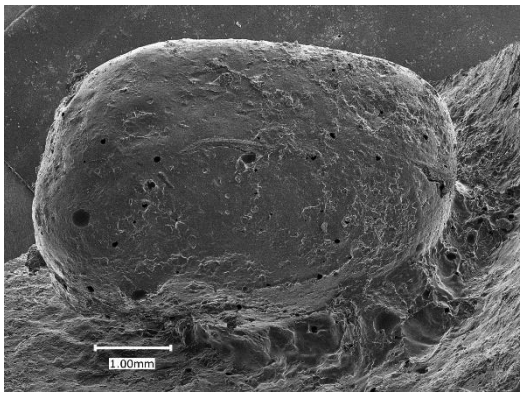

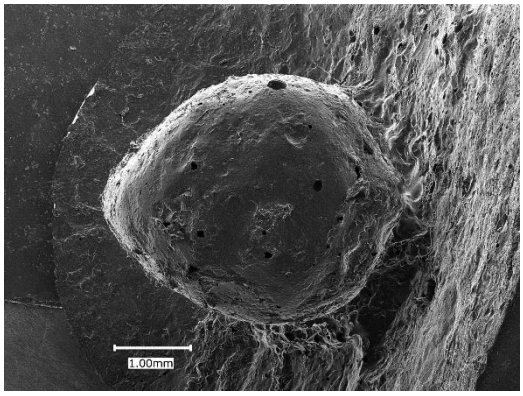

1（表 1－11）

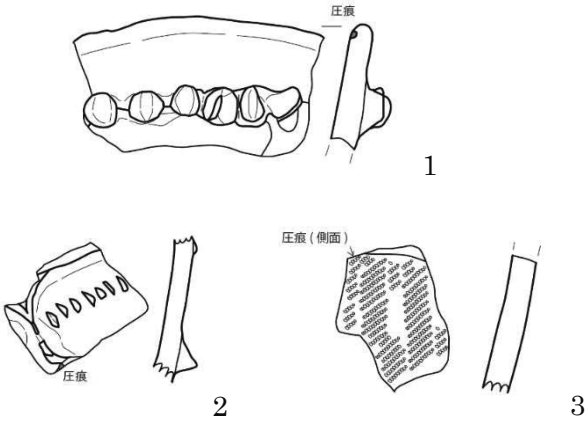

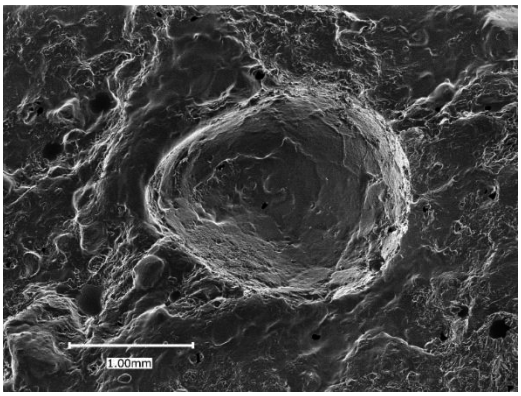

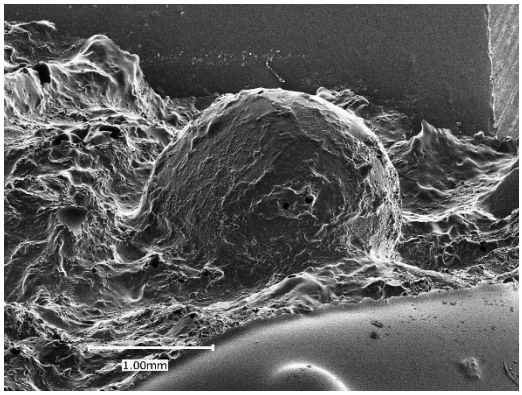

2（表 1－1）

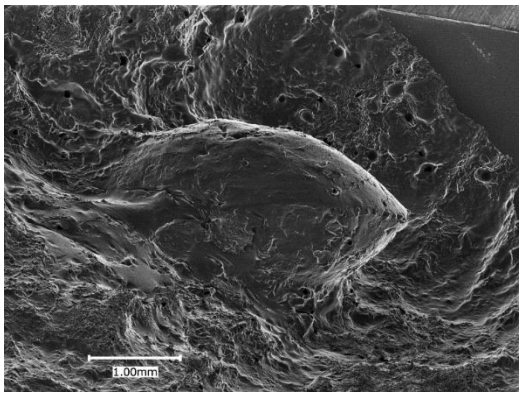

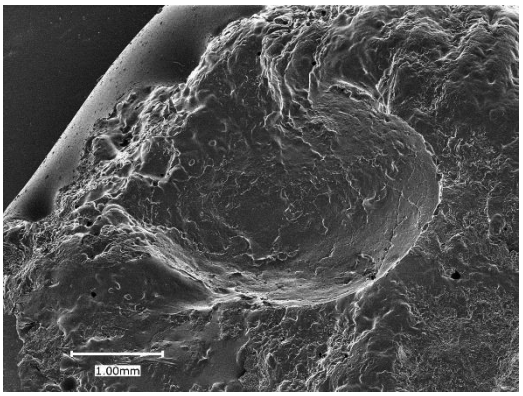

3（表 1－6）

図４：主な種実圧痕と検出された土器（縮尺 1/3）（１：ササゲ属アズキ亜属種子、２：シソ属果実、３：キハダ種子）

ふなつかやま
舟塚山第 14 号墳

古墳時代中期後半の「大型」円墳

石岡市北根本

明治大学大学院　冨田樹

遺跡の概要

舟塚山第 14 号墳は、茨城県石岡市北根本に所在する古墳です。恋瀬川と山王川にはさまれた台地上に位置し、東日本 2 位の墳丘規模を誇る舟塚山古墳（墳丘長 183m）や府中愛宕山古墳（墳丘長 96m）をはじめ、総数 41 基からなる舟塚山古墳群に属しています（図 1）。舟塚山第 14 号墳は、舟塚山古墳の後円部に近接しており、舟塚山古墳の「陪冢」だという意見もあります（瓦吹 2009；茂木 2010、p.320）。しかし、2013 年に明治大学が行った測量調査時に舟塚山古墳よりも新しい円筒埴輪が採取され（佐々木 2018）、陪冢ではない可能性が提起されました。また、周濠と想定される部分が地表面に黒く浮かび上がることから、独立して周濠を有すると考えられました。

そのため、舟塚山 14 号墳の本来の墳丘規模や築造時期を明らかにするために、発掘調査を行いました。発掘調査は、明治大学文学部の「考古学実習Ⅰ、Ⅱ」の授業の一環として、石岡市教育委員会のご協力のもと、令和 3 年 8 月 1 日～6 日に実施しました。

発掘調査の成果

発掘調査では現存する墳丘の南北に 1 本ずつトレンチを設定し、両方のトレンチで周濠を検出することができました（図 2、3）。周濠は、北側では幅約 4.9m、南側では幅約 3.5m、地表面からの深さは約 1m でした。

検出できた周濠をもとに古墳の規模を円墳として復元すると、直径 31m となります。詳しくは後述しますが、独立して周濠を有しており、規模を復元することができたことは、舟塚山第 14 号墳の性格を考える上で非常に重要となります。

出土品の概要

周濠からは、埴輪片や土器片が出土しました（図 4）。埴輪には円筒埴輪と、器種不明の形象埴輪が少数あります。埴輪には黒斑がみられず、窖窯焼成と考えられます。土器は弥生土器や平安時代の土器が出土しています。

円筒埴輪は、墳丘北側の第 1 トレンチで多く出土しています。特に、大きさを推定することができ、突帯の間隔が分かる資料は注目できます（図 4-1）。

円筒埴輪の技法的な特徴を抽出すると、①窖窯焼成、②精選されたきめ細やかな胎土、③外面板ナデ調整がみられる、④丁寧な内面調整、⑤1 ㎝程度の薄手の器壁、⑥幅は 1 ㎝前後と細身で、1 ㎝を超える突出がみられる突帯、⑦突帯間隔が約 17 ㎝、となります。

遺跡の評価

発掘調査で得られた情報から、舟塚山第 14 号墳の位置付けを考えたいと思います。まず、発掘によって独立して周濠を有することが確定したため、舟塚山古墳の「陪冢」ではないということができます。ここでの「陪冢」は、藤田和尊氏が規定した、1 つの大型古墳に対し⑴規模などが劣り、⑵同時代の築造で、⑶計画的に配置され、⑷主墳の周濠の周堤帯上に位置するか、通路など主墳の間をつなぐ構造物がある、古墳のことを指します（藤田 1993）。14 号墳は周濠を独立して持ち、舟塚山古墳と接しておらず、時期も異なるため、近畿地方の大型古墳にみられる「陪冢」ではないといえます。

また、直径 31m の円墳であることから、この古墳を「大型」として評価できます（図 5）。茨城県や千葉県では、古墳の大きさが、概ね 30m を境に数が減ることが分かっている（曾根 2009、田中 2001）ためです。舟塚山古墳群中の確実なものでは、前方後円墳の舟塚山古墳、府中愛宕山古墳、21 号墳（90m？）、円墳の 13 号墳（直径 35m）に次ぐ大きさです。14 号墳の被葬者は、舟塚山古墳に葬られた大豪族の後継首長であると考えることができます。

円筒埴輪からも、舟塚山古墳の後を継いだ豪族の奥津城であることを傍証することができます（図 6）。先にあげた円筒埴輪の特徴のうち、②のきめ細やかな胎土や、⑤の薄手の器壁は、舟塚山古墳と共通し（井 2012）、④の丁寧な内面調整も同様の可能性があります。つまり、基本的な製作技法が共通していることから、舟塚山古墳の埴輪を生産した集団の後裔が、14 号墳の埴輪を製作した可能性が考えられます。

舟塚山古墳と 14 号墳の円筒埴輪の相違点も確認しておきます。①の窖窯焼成や③の外面板ナデ調整は、舟塚山古墳よりも後出する根拠となります（川西 1978、齋藤 2019）。⑥の細身で突出する突帯のうち、細身な点は舟塚

山古墳と共通します（井 2012）が、突出する点は異なります。この突出する突帯は、小美玉市（旧玉里村）の妙見山古墳の影響とみられます（図 6 上）。

こうした特徴から、14 号墳は、舟塚山古墳よりも新しい古墳ということができます。舟塚山古墳が 5 世紀初頭頃の築造だと考えると、5 世紀中葉頃の妙見山古墳を挟んで、5 世紀後葉頃の築造と考えられます。なお、⑦の突帯間隔約 17 ㎝という特徴も、この想定とは矛盾しません。古墳時代後期になると、突帯間隔が 14 ㎝未満となるからです（図 6 下）。ただし、旧玉里村域の古墳の様相が分からないので、突帯間隔約 17 ㎝という特徴は舟塚山古墳群に限定された特徴である可能性もあります。

まとめ

今回の発掘調査によって、舟塚山第 14 号墳の意義が明らかになりました。舟塚山古墳と府中愛宕山古墳は時期が離れていますが、その間も舟塚山古墳群で盟主墳が築造され続けていたことが明確になりました。

石岡市小井戸に所在する要害山古墳（前方後円墳、墳丘長 75m）との関係性や、埴輪の系統関係など、検討すべき課題は多いですが、霞ヶ浦北岸地域の古墳時代中期の様相理解に大きく貢献できる調査成果だといえます。

文献

井　博幸 2012「舟塚山古墳群をめぐる断想―埴輪、出土・採集遺物からの接近―」『茨城県考古学協会誌』第 24 号

小澤重雄 2016「茨城県行方市三昧塚古墳の出土資料について」『三昧塚古墳とその時代』茨城県立歴史館

川西宏幸 1978「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第 64 巻第 2 号

瓦吹　堅 2009「舟塚山古墳群の陪冢の調査とその成果」『常総の歴史』第 38 号

草野潤平 2006「茨城県新治郡玉里村桜塚古墳測量調査報告」『考古学集刊』第 2 号

小林三郎編 2000『玉里村権現山古墳発掘調査報告書』玉里村教育委員会

齋藤直樹 2019「古墳時代の常陸における円筒埴輪と埴輪生産」『駿台史学』第 167 号

佐々木憲一・小野寺洋介編 2018『霞ヶ浦の前方後円墳―古墳文化における中央と周縁―』六一書房

佐々木憲一・冨田樹・鈴木静華・安藤壮平 2022「茨城県石岡市舟塚山第 14 号墳発掘調査報告」『考古学集刊』第 18 号

白井久美子・木原高弘・黒沢崇・神野信・大澤正巳 2012『研究紀要』千葉県文化財センター

杉山晋作・中條英樹・千葉隆司・前島直人・柴田洋孝 2006『富士見塚古墳郡』かすみがうら市教育委員会

曾根俊雄 2009「古墳の規模を考える―『大型古墳』抽出の試み―」『婆良岐考古』第 31 号

田中　裕 2001「編年的研究にみる前期古墳の展開」『千葉県文化財センター研究紀要』第 21 号

日高　慎 2001「妙見山古墳の埴輪―その位置付けと高浜入り周辺の埴輪生産―」『玉里村立史料館報』第 6 号

藤田和尊 1993「陪冢考」『関西大学考古学研究室開設第四拾周年記念　考古学論叢』

茂木雅博 2010「座談会：常陸の古墳群の地域的差異をめぐって」での発言（p. 320）佐々木憲一・田中裕編『常陸の古墳群』六一書房

諸星政得・松本祐治編 1980『府中愛宕山古墳周濠発掘調査報告書』石岡市教育委員会

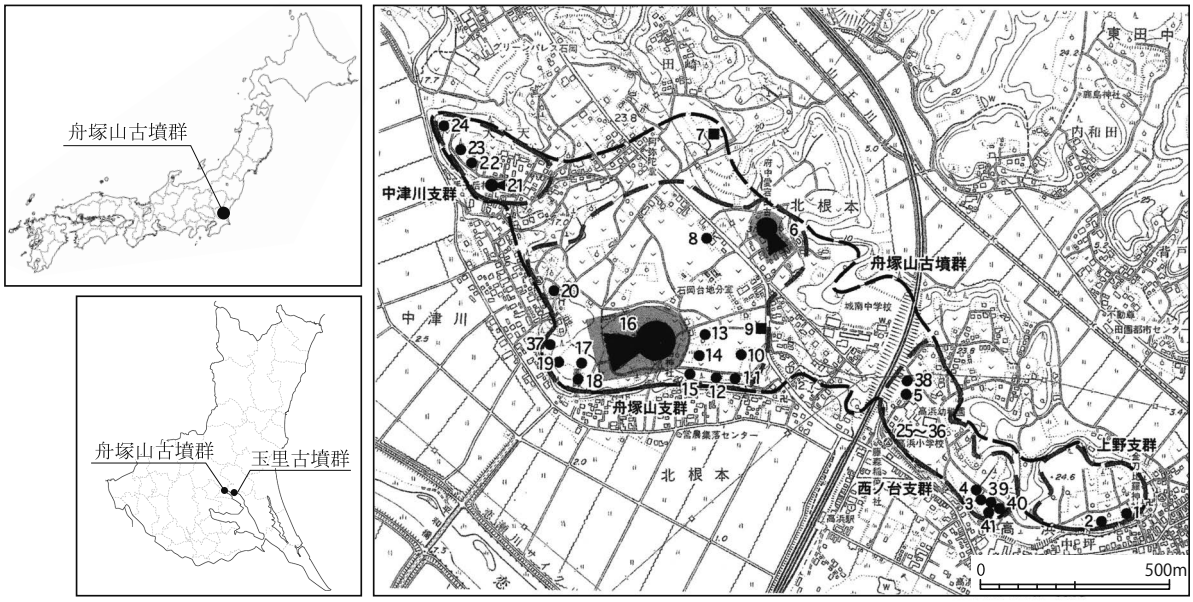

図１　舟塚山古墳群の分布

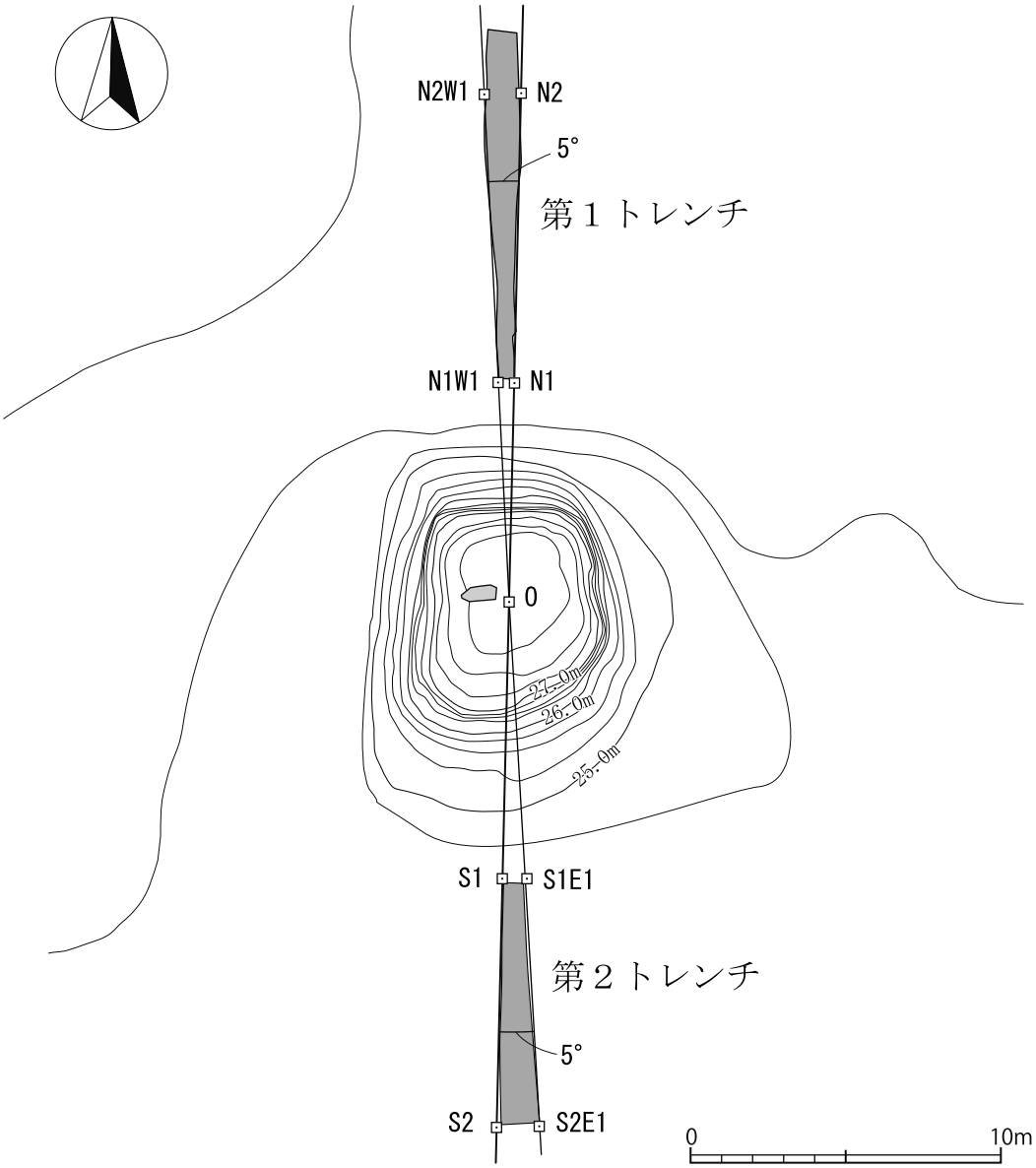

図２　トレンチ配置図

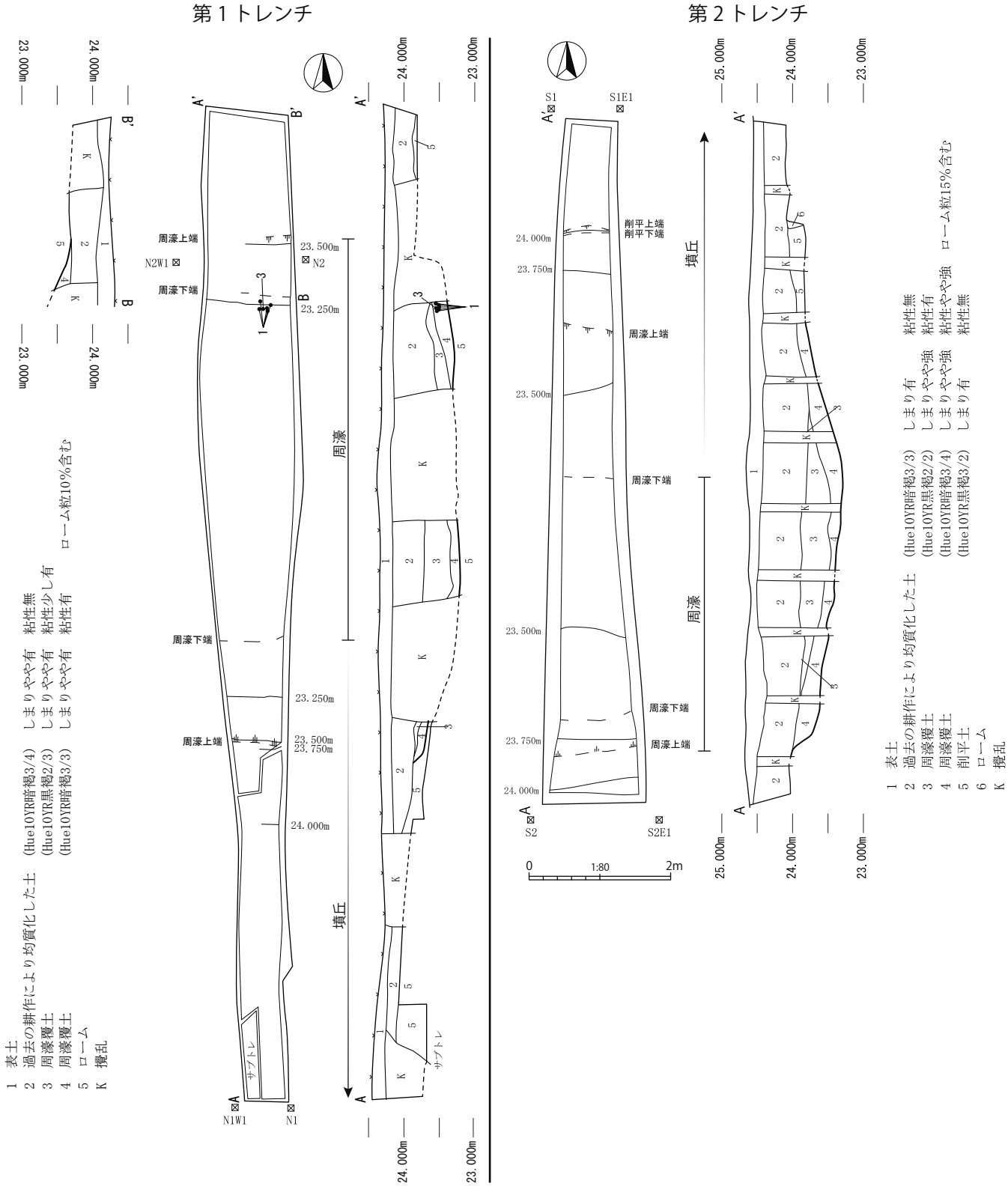

図３　トレンチ平面・断面図

図４　出土遺物

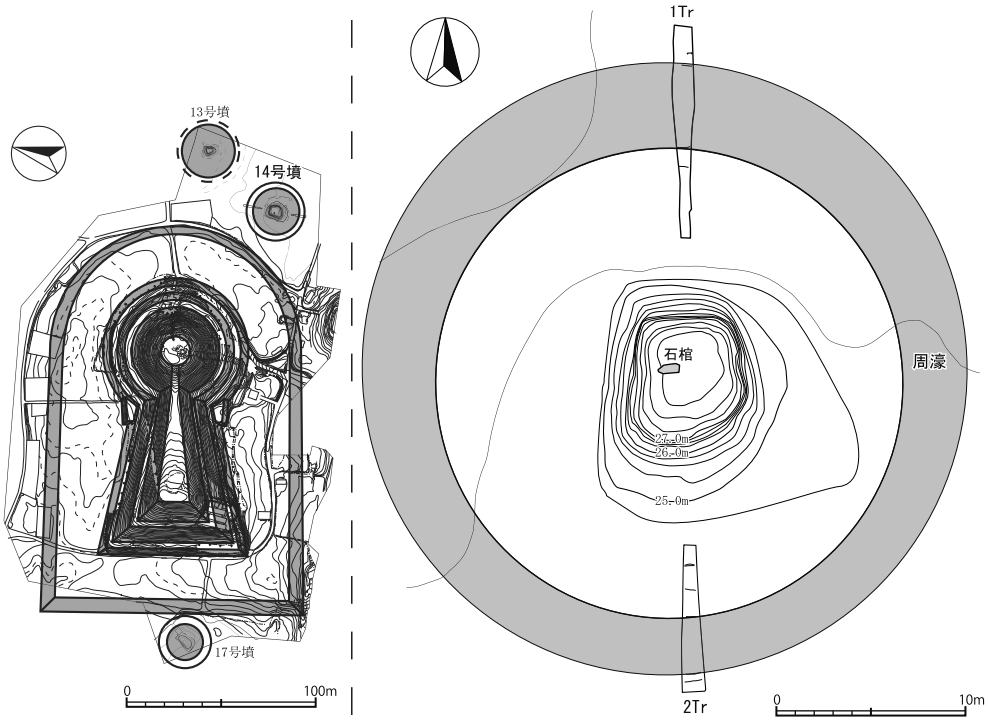

図５　舟塚山第 14 号墳の墳丘復元図

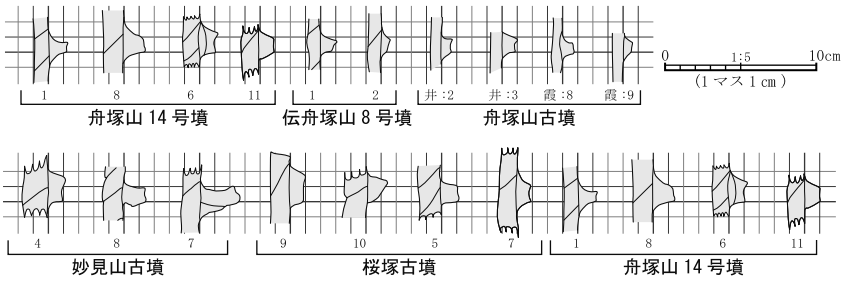

舟塚山 14 号墳･伝舟塚山 8 号墳：本報告　　舟塚山古墳－霞：佐々木･小野寺 2018
舟塚山古墳－井：井 2012　　妙見山古墳：日高 2001　　桜塚古墳：草野 2005

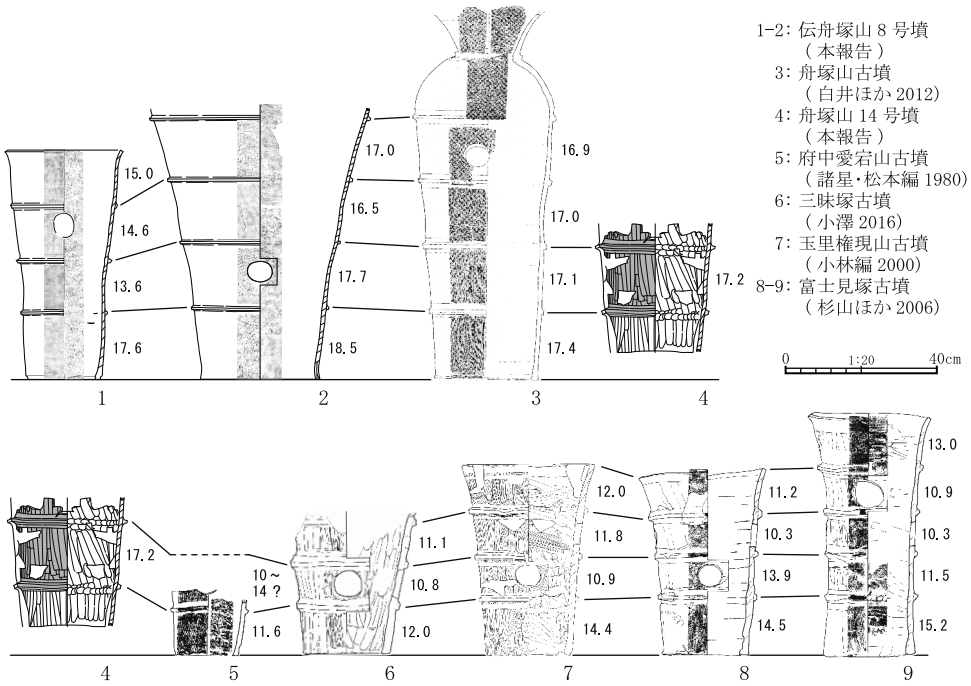

図６　周辺の古墳との円筒埴輪の比較

常陸国分寺跡（ガラミドウ地区）

ひたちこくぶんじあと

国指定 100 周年、推定塔跡の確認

石岡市府中三丁目

石岡市教育委員会　小杉山大輔

遺跡の概要

天平 13 年（741）、聖武天皇の命により、全国に国分寺と国分尼寺が創建されます。当時、聖武天皇は疫病の流行やそれに伴う重臣たちの病死、家臣の謀反、某王と記される長男の死など様々な不幸に見舞われていました。このような国の災いを仏教の力で治めようとしたのです。したがって、国分寺とは国の安寧を祈願するための施設であり、僧侶が教えを説き、信者を獲得するような寺院とは異なります。正式名称を「金光明四天王護国之寺」といいますが、これは「金光明最勝王経」を唱えることで多聞天や増長天といった四天王が国を護るという意味であることも護国のための寺院であることを示しています。

さて、上記のような理由から全国に国分寺・国分尼寺の建立が促進されていくのですが、常陸国の場合は国府のある石岡市がその土地として選ばれました。常陸国分寺跡に関する調査や顕彰の歴史は意外と古く、現在の国分寺の境内には明治時代の顕彰碑が建っています。その後、大正 11 年には国指定、昭和 27 年には特別史跡に指定されています。特別史跡とは全国に約 1800 件指定されている国史跡から特に歴史的に価値の高いものが指定されるもので、全国には 63 件しかありません。茨城県内には３件の特別史跡が存在し、１件は水戸市の旧弘道館で、残りの２件が石岡市の常陸国分寺跡と常陸国分尼寺跡です。国分寺では他に遠江国分寺跡（静岡県磐田市）、讃岐国分寺跡（香川県高松市）が特別史跡となっていますが、尼寺で特別史跡となっているのは常陸国だけです。また、国分寺・尼寺の両方が特別史跡となっているのは石岡市だけとなります。昭和 27 年当時、如何に石岡市の文化財の評価が高かったかがよく分かります。

これまでの境内での発掘調査では中門跡から東西に延びる回廊跡が金堂跡に接続し、金堂跡の北側には講堂跡が確認されています。また、金堂跡の北西側には鐘楼跡が確認されました。

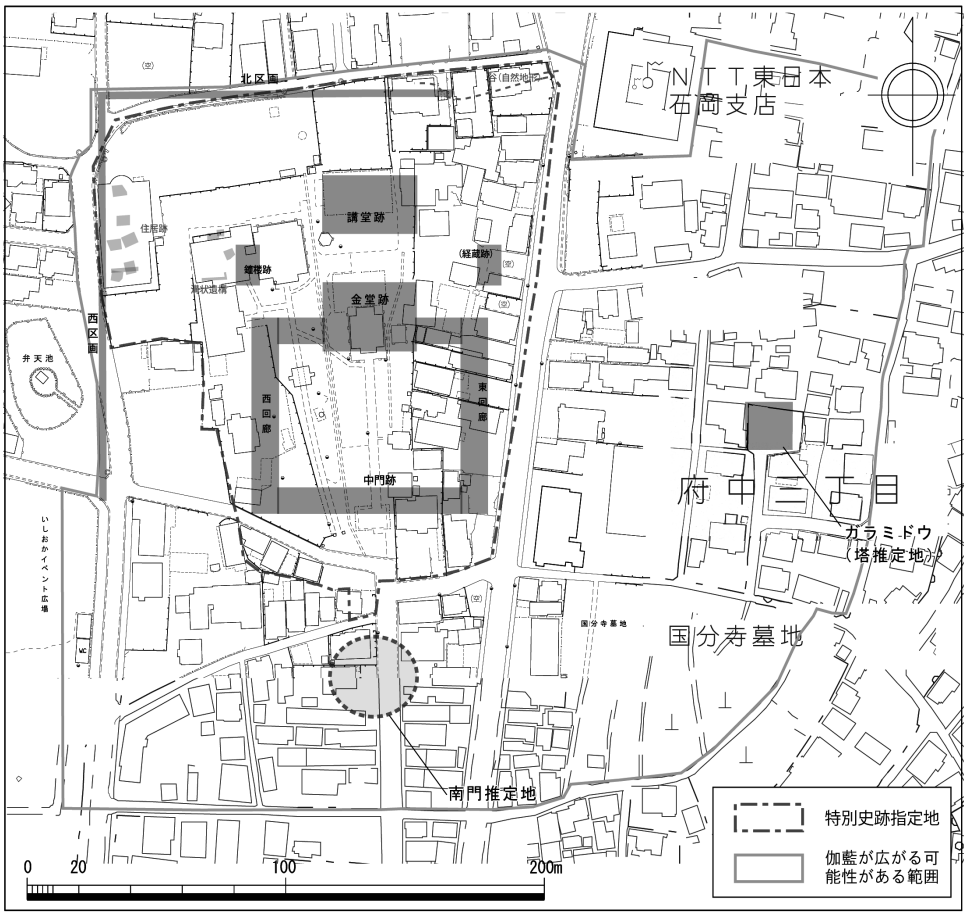

図１　ガラミドウ位置図

その後の調査では西回廊が幅９ｍを計る複廊であったことが判明しています。また、史跡の範囲外の調査ですが、伽藍を区画する溝が検出され、その中に大量の瓦が埋没していました。この出土状況から、常陸国分寺の西側には築地塀が存在した可能性が指摘されています。

平成 28 年度からは石岡市教育員会において「特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画」の策定がはじまります。この計画の策定に際し、文化庁の指導のもと、初めて現国分寺東側の住宅地に対して発掘調査が行われました。
この結果、遺跡は削平されることなく、東側の回廊跡や金堂跡の南東側のコーナーと思われる版築が確認されています。

さらに、今回紹介するガラミドウ地区の調査を行うこととなりました。当地には江戸期より「ガラミドウ」という地名が残っていて、これが「伽藍の塔」が転訛したものといわれていたのです。伽藍とは金堂や講堂といった寺院の重要施設を指す用語であることから、塔が存在したのではないかと考えられていました。実際に廣瀬栄一により礎石が残存していることが報告されています。廣瀬栄一は大学時代に人類学や考古学に傾倒し、酒造業を経営する傍らで、県内外で調査を行っていました。石岡市では保存活用計画では伽藍が広がる範囲を検討する必要がり、塔に関する伝承地を調査する必要があったのです。

廣瀬栄一の次に当地を国分寺の塔跡と位置付けたのは斎藤忠でした。斎藤は鐘楼跡の発掘調査も行っていますが、国分寺周辺の状況調査も入念に行いました。

さらに、黒澤彰哉は当地で採集された瓦が単弁二〇葉蓮華文（文様の種類から 7109 型式と識別されています）を持つ軒丸瓦であることから、創建当初の塔跡ではなく、再建されたものであると考えました。

調査の結果

このように、これまで学史上何度も取り上げられてきた「ガラミドウ」でしたが、ようやく令和元年に発掘調査の手が入ります。

発掘調査は幅１ｍ×長さ数メートルの調査区を設定し、手掘りで行われました。このように細い調査区のことを考古学の世界では「トレンチ」といい、調査をした順に番号をふって、Ｔ－１～６まで設定しました。

まず、Ｔ－１の調査ではいきなり「版築」という技術で行われた地盤改良の跡が確認されました。版築とは土を突き固めて建物の土台や基壇を作る方法のことで、主に古代寺院・官衙の礎石立建物の基礎に使われます。棒で突き固めていることから、土層は非常に硬く、また縞状に土が堆積しているのが特徴です。逆にいうと、この版築遺構が確認された時点で当地に古代寺院や役所の跡が存在することが早くも確定されたということになります。ただし、調査の目的としては重要遺構の範囲を確認することにありましたので、すぐにＴ－２を設定し、西側の広がりを確認することとしました。しかし、Ｔ－２でも版築遺構の西端を確認するにはいたることができず、敷地を越えてさらに西側まで延びることが確実となりました。

そこで、次は東側の範囲を確認するため、Ｔ－３及び４を設定しました。最初にＴ－３を掘削しましたが、東端は確認できず、さらにＴ－４を掘削しました。その結果、漏斗状にすぼまりながら造成されている版築遺構の東端が確認されたのです。この段階で版築遺構の東端から調査した敷地の西端までが 15m であったことから、この遺構の東西長は 15m以上のものであることが判明しました。

確認された版築遺構は関東ローム層に起因する赤土や表土であったと思われる黒土、さらにこれらの土が混在している土が観察され、厚さは数㎝から 20 ㎝ほどでした。当然ですが、非常に硬くしまっていました。また、Ｔ－１をさらに掘り込み、版築全体の厚さも確認したところ 1.4mのところで関東ローム層を確認できました。

令和２年度は文化庁の指示もあり、版築遺構の南側を確認することを目標としました。過去に敷地南側で個人住宅建設に伴い試掘調査を行いましたが、この時は版築遺構は確認されていません。したがって、南側は今回調査を行った敷地内で収まると考えられました。

そこで、Ｔ－５の掘削を行いました。結果、遺構上面が削平されていたものの版築遺構が確認され南側がほぼ確定できました。Ｔ－６は版築遺構のコーナー部分を狙い掘削を行いましたが、上層部の攪乱が激しく、想定どおりの場所からコーナーを確認することはできませんでした。ただし、この２つのトレンチに共通していたことは、Ｔ－4 と同様に漏斗状にすぼまるように遺構が掘削されていたことでした。やはり、確認された版築遺構の南端部分から、調査を行った敷地の北端までが 15mほどとなるので版築遺構自体は北側に隣接する民家まで延びるものと想定されました。

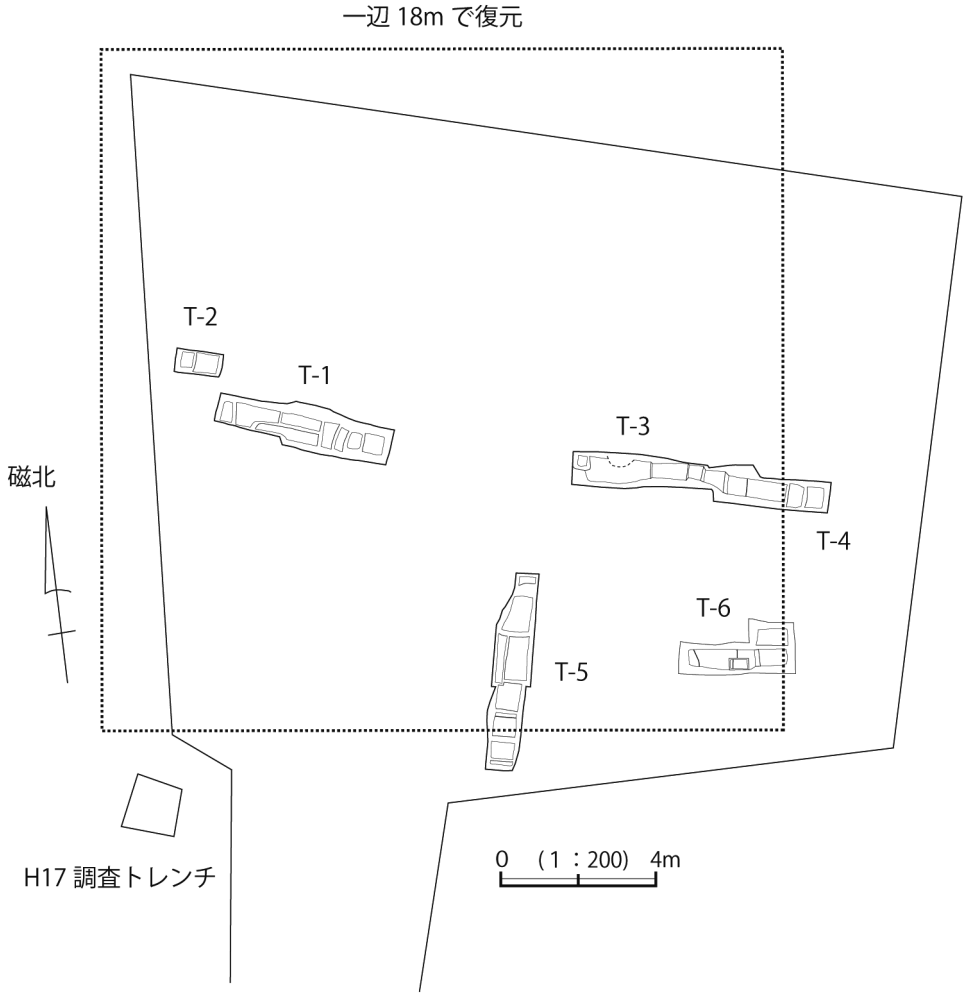

図２　ガラミドウ地区　トレンチ配置図

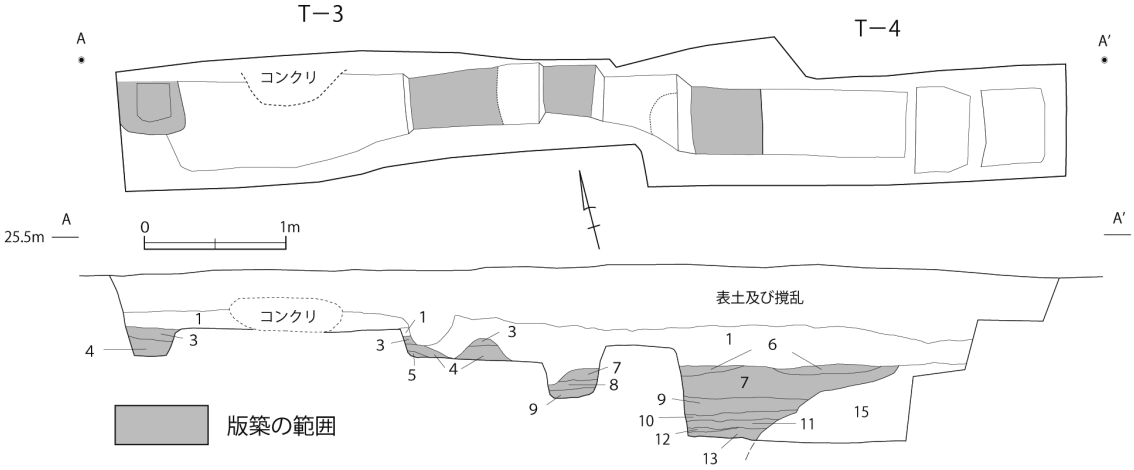

図３　T－３，４　平面図及び断面図

最後に、この遺構の年代について考えてみます。まず、瓦ですが黒澤彰哉の従来の研究のとおり 7109 軒丸瓦（9 世紀半ばから後半）が多く確認されました。また、それに後続する軒丸瓦に加え、軒平瓦もそれとセット関係にあるものが確認されています。ただし、瓦は葺き替えを行うと古い瓦が廃棄されることもあるので、瓦だけでは遺構の創建年代を確定はできません。そこで、注目されるのは版築遺構中に存在した瓦や土器です。通常、古代寺院では塔（仏舎利の安置施設）や金堂（本尊を安置する施設）が重要視されることから、順番としては先に作

られることが多く、通常版築内には瓦は含まれません。今回の版築遺構が瓦を伴うということは周囲にすでに瓦葺建物が存在したことを意味していて、順番としては後出した建物ということになります。そうなると土器の年代が問題となります。結論をいうと年代が程度判明している土器のうち一番新しいものが９世紀半ばのものでした。これは葺かれていた瓦の年代とも齟齬がないことから、建物の創建期が９世紀半ばごろと考えることができます。

さらに、もうひとつ注目される瓦があります。それは「隅切瓦（すみきりかわら）」というやや特殊な瓦です。これは平瓦の上側を焼成前に斜めに裁断するもので、建物の隅棟に接する部分に葺きます。平瓦が 2387 点検出されているのに対し、隅切瓦は３点ですのでその希少性が分かります。この瓦が存在したということは建物の屋根に隅棟が存在したということになるので、総瓦葺きで少なくとも切妻造りの建物ではなかったということが分かるのです。

もう一点、注目されるのは銅製品です。この遺物自体は表土層の近現代の遺物とともに出土したため、この遺物だけでは年代は確定できません。しかし、断面がわずかに湾曲していることと、口の部分の丸い形状から風鐸の可能性があります。風鐸とは金堂や塔などの屋根のコーナー部分を飾る鐘状の製品です。この破片だけでは風鐸かどうかは判断が難しいのですが、今後調査を行うことがあれば、このような銅製品にも注意する必要があります。

遺構の性格

以上のことから今回の発掘調査の結果、９世紀半ばに造成され、１辺 15m 以上×深さ 1.4m の版築遺構が確認されたということになります。しかし、これだけでは一

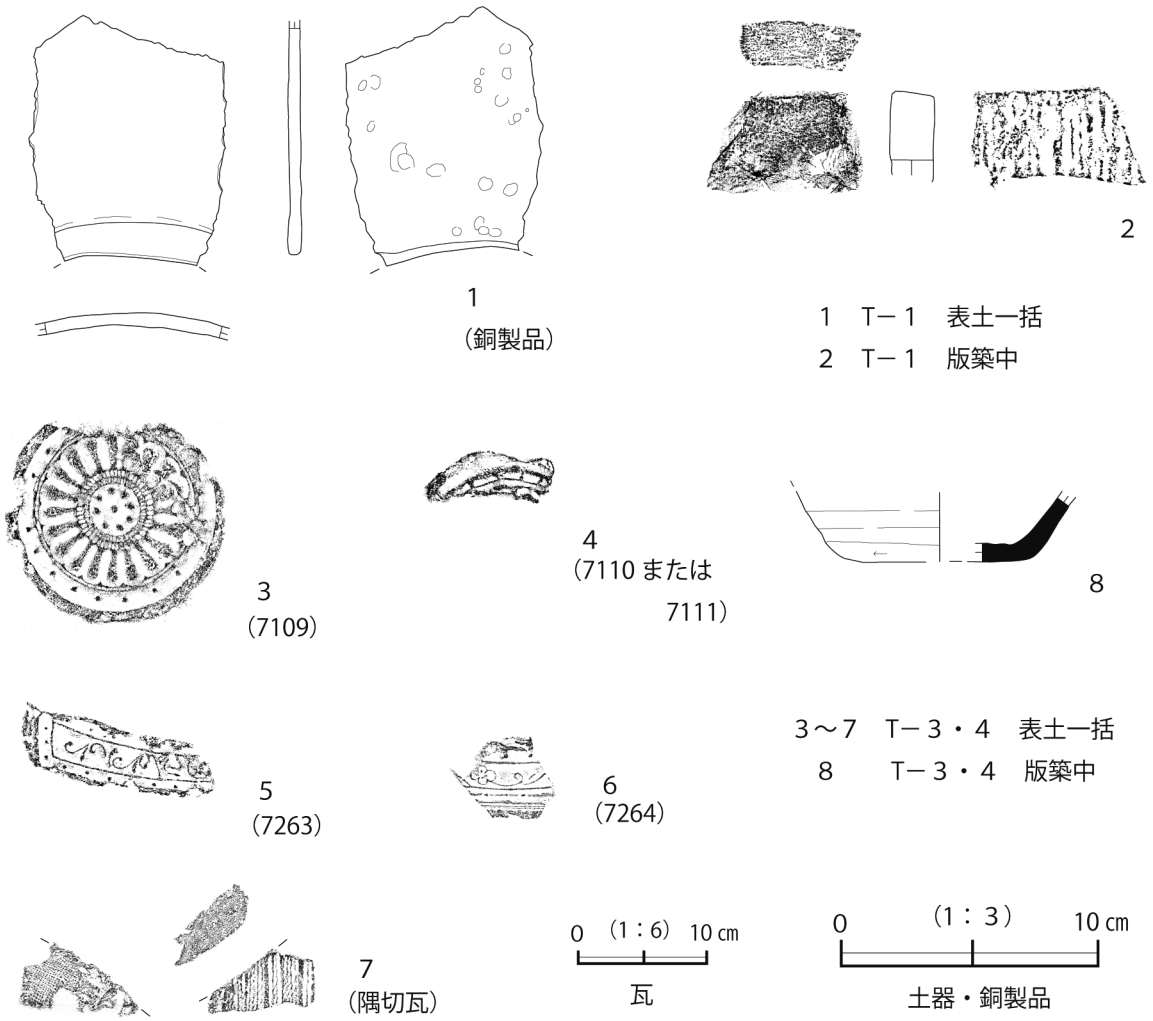

図４　ガラミドウ地区　出土遺物

体何が建設されたのかは、屋根が切妻造りではないということ以外は明確にできません。従来の研究のように塔であればこの遺構が正方形になって欲しいところですが、北側と西側を確認すると長方形になってしまう可能性すらあるのです。そこで、ここではこれまでに常陸国分寺跡で確認された版築遺構の深さをみてみましょう。

従来の調査では平成24年の回廊跡の調査で0.6m、昭和57年の金堂跡の調査では1.4m、昭和53年の鐘楼跡の調査では 0.9mの版築が確認されています。版築自体は必ずしも地下のみに施される訳ではなく、地上部分の基壇にも用いられます。また、回廊と鐘楼のどちらが地表面に負荷が多くかかるかも不明確です。したがって、あくまでも参考ですが、概ね金堂のように重要かつ規模の大きい施設ほど地盤改良をしっかりと行っていると考えられます。今回確認された版築遺構は深さが 1.4mでしたので、金堂に相当する施設が存在したということになります。

また、従来の調査で確認された伽藍の重要施設をみてみると、中門・回廊・金堂・講堂・鐘楼です。一方、未発見のものは南門・経蔵・塔・僧房が想定されます。一般的に南門は中門の南側に、経蔵は鐘楼と対になり金堂の北東側に、僧房は講堂の北側に位置することが多く、これらの施設の場所をガラミドウ地区に想定することは困難です。また、塔に関しては金堂の東側や西側、回廊の内側など様々な場所から出土します。

少し煩雑になりましたのでここまでの話をまとめてみます。

① 一辺15m以上、深さ1.4mの巨大な版築遺構であり、金堂に相当する施設が存在したと想定できる
② 創建年代は９世紀半ば
③ 伽藍配置から南門・経蔵・僧房は想定しづらい
④ そもそも「伽藍の塔」が転訛したとされる「ガラミドウ」という地名があった

以上、４点が主な調査成果です。これらを考慮すると今回の調査で確認された遺構はこれまでの説どおり、再建された塔跡であると考えるのが妥当と思われます。

しかし、国分寺の創建から100年近くがたち、それでもなお勢力が衰えることなく、塔を地盤から作り変えるというのはどのような事情があったのでしょうか。地震や落雷などの自然現象で当初の塔が崩れたのでしょうか。郡司層が位を得るための寄付をしたのでしょうか（献物叙位といいます)。今回の調査では歴史的背景までは解決できませんでしたが、今後の課題として調査を継続していく必要があります。

おわりに

かつて読売新聞の記者であり、郷土史家でもあった今泉義文は「がらみ堂のこと」という手記を残しています。この中で「だが史蹟として指定に漏れたことには理由があった。文部省黒板博士一行が、視察－調査にお見えになった時、こゝをお見せしなかったのだ」と書かれています。黒板博士は内務省からの依頼で重要な「史蹟名勝天然記念物」を調査していた黒板勝美のことであると思われます。残念ながら当時ガラミドウは史跡指定されることはありませんでしたが、国指定から100年、特別史跡指定から 70 年目にしてようやく追加指定されることとなりました。先人たちのガラミドウに対する思いを無駄にしないよう将来に確実に伝えることが後に残された我々の務めではないでしょうか。

引用文献

廣瀬栄一・角田文次 1938「常陸国分寺」『国分寺の研究』上巻

今泉義文 1971「がらみ堂のこと」『常陸国分寺の塔心礎』石岡市郷土資料 37　石岡史蹟保存会

斎藤忠 1981『常陸国分僧寺の堂塔跡と寺域の研究』斎藤考古学研究所紀要第１　吉川弘文館

黒澤彰哉 2019「常陸国府系瓦の成立と展開－昼間・宮原論文の検証を中心として」『婆良岐考古』41

石岡市教育委員会 1983『常陸国分僧寺跡発掘調査報告Ⅱ－金堂跡・講堂跡の確認調査－』

石岡市史編さん委員会 1983『石岡市史』中巻Ⅰ

石岡市教育委員会 2011『市内遺跡発掘調査報告書』６

石岡市教育委員会 2021『廣瀬栄一コレクション－瓦編－』石岡市立ふるさと歴史館第 28 回企画展

石岡市教育委員会 2022『市内遺跡発掘調査報告書』13

写真１　T－４　版築の様子（東から）

壁面に縞状に線が引かれているのが版築の様子です。建物を建設するに当たり、棒で土を突き固め、地盤改良を行っています。版築は漏斗のようにすぼまりながら行われている様子が確認されました。

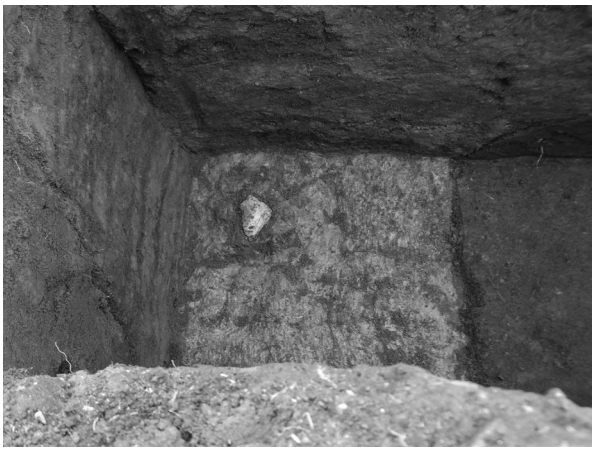

写真２　T－４　版築出土須恵器（南から）

図４の８番の遺物の検出状況です。版築遺構内から検出されるということは、地盤改良中にすでにこの須恵器が存在していたということですので、遺構の年代を推定する住協な根拠となります。

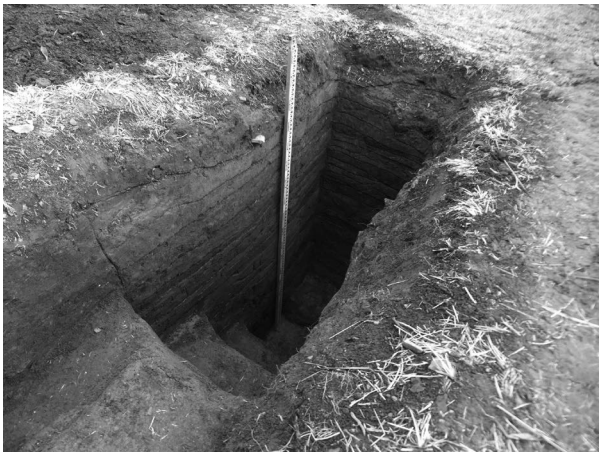

写真３　T－１　版築の様子（西から）

版築遺構の深さを確認するため、一部を掘り込みました。その結果、深さが 1.4mに達し、金堂に匹敵する規模の建物が存在したものと考えられます。

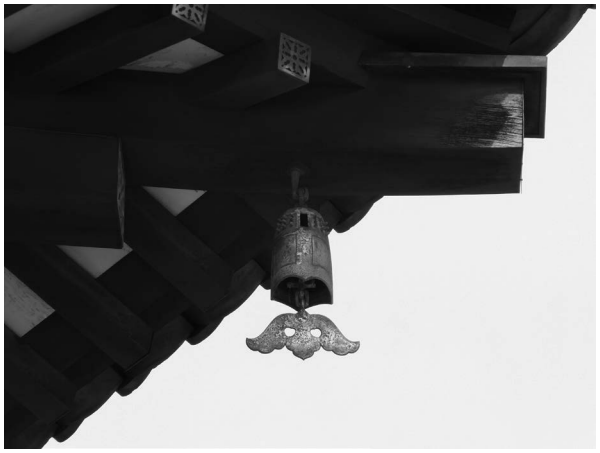

写真４　薬師寺金堂の風鐸（筆者撮影）

奈良県に存在する薬師寺に復元された金堂です。屋根のコーナー（隅木）部分に風鐸が設置されています。筑西市の新治廃寺跡でも口の部分が湾曲した風鐸が出土しています。図４の１もこのような形状をしていた可能性があります。

せきかわもんじょ
関川文書

石岡の中の水戸藩資料

石岡市井関・石川

石岡市教育委員会　竹内　智晴

関川地区の概要

関川地区は石岡市域南端、出島台地側に位置しています。近世（≒江戸時代）の石岡市域は、常陸府中藩や牛久藩などの大名領、旗本領や天領など様々な支配が入り組んでいます。その中で現在の関川地区、井関村と石川村は唯二村の水戸藩領でした。

水戸藩関連文化財では、水戸藩 2 代藩主・徳川光圀に縁がある盛賢寺阿弥陀堂（市指定有形文化財）や山崎の鹿島神社があり、水戸藩の教育事業と関連する 2 つの私塾、長峰塾と楢山塾の存在も知られています。

史料の概要

関川文書は井関村、石川村、そして市町村制施行後の関川村で収集・作成された 1500 点以上の文書で構成された史料群です。近世から近代への移行時に関川村役場に集約され、図書館を経て、現在は文化振興課で管理しています。最も古い文書は寛永 18 年（1641）の検地帳で、水戸藩最初の全領検地で作成されたものです。最も新しい文書は昭和 25 年（1950）の旧関川村役場事績簿です。特に集中して残る時期は寛政期（1789～1800）から明治 10 年代（1877～1887）までです。

史料群の内容として最もよく残るものは、年貢割付状や年貢輸送関連文書といった年貢関連文書です。その他、村への通知を記録した御用留帳、国役などの臨時負担関連文書、人別送り状など、村の運営に関する文書が総合的に含まれています。

文化振興課では、令和 3 年度より関川文書の保存を目的に薬剤によるくん蒸処理を実施しています。また、令和 4 年 7 月より石岡市立ふるさと歴史館にて「関川文書―石岡の中の水戸藩―」を開催しています。

史料の評価

関川文書の中では寛永 18 年（1641）の井関村の検地帳が石岡市指定文化財になっています。また、地域の代表的な近世文書の一つとして『石岡市史　中巻Ⅰ』に年貢関係文書など 30 点が掲載されています。

『石岡市史　下巻』には、正保 2 年（1645）から明治 2 年（1869）まで残る石川村の年貢割付状から年貢率及び年貢高の変遷がまとめられ、近世を通しての農村部の変化が追えます。また、人別増減改帳を用いた寛政期石川村の人口流出の分析や、支配金貸出帳を用いた文化期以降の井関村における水戸藩の農村救済事業の利用状況分析もあります。農村荒廃の進行による農村生活の困窮具合が示されるとともに、水戸藩が行った救済事業の現場での効果もわかります。農村部の細部がわかるものとしては、人別送り状を用いた寛政期以降の井関村婚姻圏の分析があり注目されます。

その他に関川文書の注目される史料としては、水害に際し作成された水腐改帳があります。井関村は嘉永 2 年（1849）以降 7 冊、石川村は天明 3 年（1783）以降 13 冊残ります。近世後期は天候不順や災害が頻発し水戸藩の各地でも被害が出ていますが、水腐改帳は井関村・石川村も度々影響を受けていたことを示しています。また、石川村の穀物備蓄事業の帳簿が文政 13 年（1830）から明治 3 年（1870）まで残り、また天保 13 年（1842）に実施された水戸藩天保検地の野帳や実施前に行われた村方との調整関連文書もみられます。農村部の困窮に対して水戸藩は寛政期以降に郡制度改革や大規模検地による年貢体制の見直しなどを実施し救済を図りますが、穀物の備蓄事業や天保検地に関連する史料はそうした水戸藩の救済事業が井関村・石川村で実施されたことを示しています。

以上、関川文書は農村の詳細な姿と水戸藩の農村施策、そしてそうした施策が実際の農村ではどのように受容され効果をもたらしたのかを教えてくれます。

参考文献

石岡市史編さん委員会 1983『石岡市史』中巻Ⅰ

石岡市史編さん委員会 1985『石岡市史』下巻

野上　平 2016『水戸藩農村社会の史的展開』

仲田昭一 2008『水戸藩と領民』

磯田道史 2009「藩政改革の伝播―熊本藩宝暦改革と水戸藩寛政改革」『日本研究』第 40 巻、国際日本研究センター

茨城県史編さん近世史第 1 部会 1982「水戸紀年」『茨城県史料』近世政治編Ⅰ　第 2 刷

表 1.関川文書　井関村関連文書（一部抜粋）

年代	標題	番号	備考
寛永 18・8	常陸国新治郡井石村御検地水帳	1473	市指定
寛永 18・8	常陸国新治郡井石村御検地水帳	1487	市指定
寛永 18・8	常陸国新治郡井石村御検地水帳	1488	市指定
寛永 18・8	常陸国新治郡井石村御検地水帳	1489	市指定
寛永 18・8	常陸国新治郡井石村御検地水帳	1490	市指定
寛永 18・8	常陸国新治郡井石村御検地水帳	1491	市指定
天明 3・5	井関村畑方御水帳	1471	
慶応 3・11	常陸国新治郡井関村畠方新開御検地帳	1338	
天保 13・11	新治郡井関村御検野帳	1518	3 冊の内 1
天保 13・11	新治郡井関村御検野帳	1519	3 冊の内 2
天保 13・11	新治郡井関村御検野帳	1520	3 冊の内 3
—	《検地帳断片》	1547	
享和 3・6	井関村田方御案内順帳	1477	第 1 冊
明和 5・7	井関村田方御案内車田帳	1478	壱
享和 3・6	井関村田方御案内順帳	1474	第 2 冊
享和 3・6	井関村田方御案内順帳	1475	第 3 冊
享和 3・6	井関村田方御案内順帳	1476	第 4 冊
文化 1・7	井関村田方新開御案内順帳	1472	
嘉永 4	新治郡井関村田方順帳	1333	2 冊の内 2
嘉永 4・11	新治郡井関村田方順帳	1334	2 冊の内 1
嘉永 4・12	新治郡井関村畠方順帳	1340	2 冊の内 1
嘉永 4・12	新治郡井関村畠方順帳	1339	2 冊の内 2
嘉永 4・12	新治郡井関村新田順帳	1337	
天保 13・11	常陸国新治郡井関村見取帳	1336	
万延 1	井関村畑新開発丑辻帳	1322	
万延 1	井関村田畑新開発出辻帳	1363	
天保 14・11	井関村田畑改名寄帳　八木組	1124	
天保 14・11	井関村田畑改名寄帳　代田組	1125	
明治 5・11	井関村農居屋敷当壬申四壁引名寄帳	1127	4 冊の 1
明治	《名寄帳》　井関村	1431	
明治	《名寄帳》　中台組	1426	
—	台組名寄帳	1423	
天明 5	本郷定無水（反別書上）	1144	
文化 8・3	井関村本郷分畠方白打当未改帳	1131	
文化 13・8	井関村本郷分畠方白打立場当子改帳	1132	
嘉永 2・9	井関村畠方酉水腐改帳	1307	
嘉永 7	井関村田方寅水腐改帳	1350	
慶応 4	井関村辰田畑水冠改書上下帳	1133-③	
慶応 4	井関村辰田方水損字附書上下帳	1133-④	
明治 2・9	井関村巳田方惣毛水損字改下帳	1397	
明治 3・9	井関村午田方水腐畠屋敷共字附書上帳	1133-①	
明治 4・8	井関村田方水腐字附書上下帳	1351	
安政 3・8	大風ニ付御立山風折并潰家破損筭書上帳	320	
承応 2・10	井関村巳御年貢可納取付之事	766	
承応 3・10	井関村午御年貢可納取付之事	767	
明暦 1・10	井関村未御年貢可納取付之事	768	
明暦 2・10	井関村申御年貢可納取付之事	769	
明暦 3・10	井関村酉御年貢可納取付之事	770	
万治 1・11	井関村戌御年貢可納取付之事	771	
万治 3・11	井関村子御年貢可納取付之事	772	
寛文 1・10	井関村丑御年貢可納取付之事	773	
寛文 2・11	井関村寅御年貢可納取付之事	774	
寛文 3・10	井関村卯御年貢可納取付之事	775	
寛文 4・10	井関村辰御年貢可納取付之事	776	
寛文 5・10	井関村巳御年貢可納取付之事	777	
寛文 6・10	井関村午御年貢可納取付之事	778	
寛文 7・10	井関村未御年貢可納取付之事	779	
寛文 8・10	井関村申御年貢可納取付之事	780	
寛文 9・10	井関村酉御年貢可納取付之事	781	
寛文 10・11	井関村戌御年貢可納取付之事	782	
寛文 11・10	井関村亥御年貢可納取付之事	783	
寛文 12・10	井関村子御年貢可納取付之事	784	
延宝 1・10	井関村丑御年貢可納取付事	785	
延宝 2	井関村寅御年貢可納取付事	786	
延宝 3・10	井関村卯御年貢可納取付事	787	
延宝 4・10	井関村辰御年貢可納取付事	788	
延宝 5・10	井関村巳御年貢可納取付事	789	
延宝 6・10	井関村午御年貢可納取付事	790	
延宝 7・10	井関村未御年貢可納取付事	791	
延宝 8・10	井関村申御年貢可納取付事	792	
天和 1・10	井関村酉御年貢可納取付事	793	
天和 2・10	井関村戌御年貢可納取付事	794	
天和 3・10	井関村亥御年貢可納取付事	795	
貞享 1・10	井関村子御年貢可納取付事	796	
貞享 2・10	井関村丑御年貢可納取付事	797	
貞享 3・10	井関村寅御年貢可納取付事	798	
貞享 4・10	井関村卯御年貢可納取付事	799	
元禄 1・10	井関村辰御年貢可納取付事	800	
元禄 2・10	井関村巳御年貢可納取付事	801	
元禄 4・10	井関村未御年貢可納取付事	802	
元禄 5・10	井関村申御年貢可納取付事	803	
元禄 6・10	井関村酉御年貢可納取付事	804	
元禄 7・10	井関村戌御年貢可納取附事	805	
元禄 9・10	井関村子御年貢可納取附事	806	
元禄 10・10	井関村丑御年貢可納取附事	807	
元禄 11・10	井関村寅御年貢可納取附事	808	
元禄 12・10	井関村卯御年貢可納取附事	809	
元禄 13・10	井関村辰御年貢可納取附事	810	
元禄 16・10	井関村未御年貢可納取附事	811	
宝永 1・10	井関村申御年貢可納取附事	812	
宝永 2・10	井関村酉御年貢可納取附事	813	
宝永 3・10	井関村戌御年貢可納取附事	814	
宝永 4・10	井関村亥御年貢可納取附事	815	
宝永 5・10	井関村子御年貢可納取附事	816	
宝永 6	井関村丑御年貢可納取附事	817	
宝永 7・10	井関村寅御年貢可納取附事	818	
正徳 1・10	井関村卯御年貢可納取附事	819	
正徳 2・10	井関村辰御年貢可納取附事	820	
正徳 3・10	井関村巳御年貢可納取附事	821	
正徳 4・10	井関村午御年貢可納取附事	822	
正徳 5・10	井関村未御年貢可納取附事	823	
享保 1・10	井関村申御年貢可納取附事	824	
享保 2・10	井関村酉御年貢可納取附之事	825	
享保 3・10	井関村戌御年貢可納取附之事	826	
享保 4・10	井関村亥御年貢可納取附之事	827	
享保 5・10	井関村子御年貢可納取附之事	828	
享保 6・10	井関村丑御年貢可納取附之事	829	
享保 7・10	井関村寅御年貢可納取附之事	830	
享保 8・10	井関村卯御年貢可納取附之事	831	

享保 9・10	井関村辰御年貢可納取附之事	832	
享保 10・10	井関村巳御年貢可納取附之事	833	
享保 11・10	井関村午御年貢可納取附之事	834	
享保 13・10	井関村申御年貢可納取附之事	835	
享保 14・10	井関村酉御年貢可納取附之事	836	
享保 15・10	井関村戌御年貢可納取附之事	837	
享保 16・10	井関村亥御年貢可納取附之事	838	
享保 17・10	井関村子御年貢可納取附之事	839	
享保 18・10	井関村丑御年貢可納取附之事	840	
享保 19・10	井関村寅御年貢可納取附之事	841	
享保 20・10	井関村卯御年貢可納取附之事	842	
元文 1・10	井関村辰御年貢可納取附之事	843	
元文 2・10	井関村巳御年貢可納取附之事	844	
元文 3・10	井関村午御年貢可納取附之事	845	
元文 4・10	井関村未御年貢可納取附之事	846	
元文 5・10	井関村申御年貢可納取附之事	847	
寛保 1・10	井関村酉御年貢可納取附之事	848	
寛保 2・10	井関村戌御年貢可納取附之事	849	
寛保 3・10	井関村亥御年貢可納取附之事	850	
延享 1・10	井関村子御年貢可納取附之事	851	
延享 2・10	井関村丑御年貢可納取附之事	852	
延享 3・10	井関村寅御年貢可納取附之事	853	
延享 4・10	井関村卯御年貢可納取附之事	854	
寛延 2・10	井関村巳御年貢可納取附之事	855	
寛延 3・10	井関村午御年貢可納取附之事	856	
宝暦 2・10	井関村申御年貢可納取附之事	857	
宝暦 3	井関村酉御年貢可納取附之事	858	
宝暦 4・10	井関村戌御年貢可納取附之事	859	
宝暦 5・10	井関村亥御年貢可納取附之事	860	
宝暦 6・10	井関村子御年貢可納取附之事	861	
宝暦 7・10	井関村丑御年貢可納取附之事	862	
宝暦 8・10	井関村寅御年貢可納取附之事	863	
宝暦 9・9	井関村卯御年貢可納取附之事	864	
宝暦 10・10	井関村辰御年貢可納取附事	865	
宝暦 11・10	井関村巳御年貢可納取附事	866	
宝暦 12・10	井関村午御年貢可納取附事	867	
宝暦 13・10	井関村未御年貢可納取附事	868	
明和 1・10	井関村申御年貢可納取附事	869	
明和 2・10	井関村酉御年貢可納取附事	870	
明和 3・10	井関村戌御年貢可納取附事	871	
明和 4・10	井関村亥御年貢可納取附事	872	
明和 5・10	井関村子御年貢可納取附事	873	
明和 6・	井関村丑御年貢可納取附事	874	
明和 7・10	井関村寅御年貢可納取附事	875	
明和 8・10	井関村卯御年貢可納取附事	876	
安永 2・10	井関村巳御年貢可納取附事	877	
安永 5・10	井関村申御年貢可納取附事	878	
安永 6・10	井関村酉御年貢可納取附事	879	
安永 7・10	井関村戌御年貢可納取附事	880	
安永 8・10	井関村亥御年貢可納取附事	1120	
天明 2・10	井関村寅御年貢可納取附事	1121	
天明 3・10	井関村卯御年貢可納取附事	881	
天明 4・10	井関村辰御年貢可納取附事	882	
天明 5・10	井関村巳御年貢可納取附事	883	
天明 6・10	井関村午御年貢可納取附事	884	
天明 7・10	井関村未御年貢可納取附事	885	

天明 8・10	井関村申御年貢可納取附事	886	
寛政 1・10	井関村酉御年貢可納取附事	887	
寛政 2・10	井関村戌御年貢可納取附事	888	
寛政 3・10	井関村亥御年貢可納取附事	889	
寛政 4・10	井関村子御年貢可納取附事	890	
寛政 5・10	井関村丑御年貢可納取附事	891	
寛政 6・10	井関村寅御年貢可納取附事	892	
寛政 7・10	井関村卯御年貢可納取附事	893	
寛政 8・10	井関村辰御年貢可納取附事	894	
寛政 9・10	井関村巳御年貢可納取附事	895	
寛政 10・10	井関村午御年貢可納取附事	896	
寛政 11・10	井関村未御年貢可納取附事	897	
寛政 1・10	井関村申御年貢可納取附事	1122	
享和 1・10	井関村酉御年貢可納取附事	1119	
享和 2・10	井関村戌御年貢可納取附事	898	
享和 3・10	井関村亥御年貢可納取附事	899	
文化 1・10	井関村子御年貢可納取附事	1118	
文化 2・9	井関村丑御年貢可納取附之事	900	
文化 3・10	井関村寅御年貢可納取附之事	1116	
文化 4・10	井関村卯御年貢可納取附之事	901	
文化 5・10	井関村辰御年貢可納取附之事	1113	
文化 6・10	井関村巳御年貢可納取附之事	1114	
文化 7・10	井関村午御年貢可納取附之事	1115	
文化 9・10	井関村申御年貢可納取附之事	1117	
文化 10・10	井関村酉御年貢可納取附之事	902	
文化 11・10	井関村戌御年貢可納取附之事	903	
文化 12・10	井関村亥御年貢可納取附之事	904	
文化 13・10	井関村子御年貢可納取附之事	905	
文化 14・10	井関村丑御年貢可納取附之事	906	
文政 1・10	井関村寅御年貢可納取附之事	907	
文政 3・10	井関村辰御年貢可納取附之事	908	
文政 4・10	井関村巳御年貢可納取附之事	909	
文政 5・10	井関村午御年貢可納取附之事	910	
文政 6・10	井関村未御年貢可納取附之事	911	
文政 7・10	井関村申御年貢可納取附之事	912	
文政 8・10	井関村酉御年貢可納取附之事	913	
文政 9・10	井関村戌御年貢可納取附之事	914	
文政 10・10	井関村亥御年貢可納取附之事	915	
文政 12・10	井関村丑御年貢可納取附之事	916	
文政 13・10	井関村寅御年貢可納取附之事	917	
天保 2・10	井関村卯御年貢可納取付之事	918	
天保 4・10	井関村巳御年貢可納取付之事	919	
天保 5・10	井関村午御年貢可納取付之事	921	
天保 6・10	井関村未御年貢可納取付之事	922	
天保 7・10	井関村辰御年貢可納取付之事	923	
天保 7・10	井関村申御年貢可納取付之事	924	
天保 8・10	井関村酉御年貢可納取付之事	925	
天保 9・10	井関村戌御年貢可納取付之事	926	
天保 10・10	井関村亥御年貢可納取付之事	927	
天保 11・10	井関村子御年貢可納取付之事	928	
天保 12・10	井関村丑御年貢可納取付之事	929	
天保 13・10	井関村寅御年貢可納取付之事	930	
天保 14・10	井関村卯御年貢可納取付之事	920	
天保 15・10	井関村辰御年貢可納取付之事	931	
弘化 2・10	井関村巳御年貢可納取付之事	932	
弘化 3・10	井関村午御年貢可納取付之事	933	

弘化 4・10	井関村未御年貢可納取付之事	934	
嘉永 1・10	井関村申御年貢可納取附之書	935	
嘉永 2・10	井関村酉御年貢可納取附之書	936	
嘉永 3・10	井関村戌御年貢可納取附之書	937	
嘉永 4・10	井関村亥御年貢可納取附之書	938	
嘉永 5・10	井関村子御年貢可納取附之書	939	
嘉永 6・10	井関村丑御年貢可納取附之書	940	
嘉永 7・10	井関村寅御年貢可納取附之書	941	
安政 2・10	井関村卯御年貢可納取附之書	942	
安政 3・10	井関村辰御年貢可納取附之書	943	
安政 4・10	井関村巳御年貢可納取附之書	944	
安政 5・10	井関村午御年貢可納取附之書	945	
安政 6・10	井関村未御年貢可納取附之書	946	
万延 1・10	井関村申御年貢可納取附之書	947	
文久 1・10	井関村酉御年貢可納取附之書	948	
文久 2・10	井関村戌御年貢可納取附之書	949	
文久 3・10	井関村亥御年貢可納取附之書	950	
元治 1・11	井関村子御年貢可納取附之事	655	
慶応 1・10	井関村丑御年貢可納取附之書	951	
慶応 2・10	井関村寅御年貢可納取附之書	952	
慶応 3・10	井関村卯御年貢可納取附之書	953	
明治 1・10	井関村辰御年貢可納取附之書	954	
明治 2・10	井関村巳御年貢可納取附之事	955	
天保 2・12	卯御城米船賃勘定帳	1552-④	
天保 4・12	巳御城米船賃勘定帳	1552-②	
天保 12・12	丑御城米船賃帳	1552-⑤	
天保 15・10	井関村辰御城米運賃留帳	574-②	
天保 15・10	井関村辰御城米船積判取帳	574-③	
天保 15・10	井関村辰御城米船積帳	574-④	
天保 15・10	井関村辰御城米船積組々突合帳	574-⑤	
天保 15・12	辰御城米船賃受帳	1552-③	
天保 15・9	御城米船積帳	574-①	
弘化 2・11	井関村巳御城米船積帳	573-②	
弘化 2・11	御城米船積帳	573-①	
弘化 2・11	井関村巳御城米船積組々突合帳	573-③	
弘化 2・11	井関村巳御城米船積判取帳	573-④	
弘化 2・11	井関村巳御城米運賃留帳	573-⑤	
弘化 2・11	（御城米請取之）覚	573-⑥	
弘化 3・3	（御城米運賃請取之）覚	573-⑦	
弘化 3・2	（御城米運賃請取之）覚	573-⑧	
弘化 4・10	井関村未御城米船積帳	1550	
弘化 4・10	井関村未御城米船積判取帳	1408	
弘化 4・11	井関村未御城米船積組々突合帳	1462	
弘化 4・12	井関村未御城米運賃渡控帳	1392	
明治 4	井関村巳午未 3 年分御城米勘定残米割返帳	1312	
文化 7	井関村諸御用留帳	1222	
文化 8	井関村御用留帳	1223	
文化 9	井関村諸御用留帳	1224	
文化 10	井関村諸御用留帳	1225	
文化 11	井関村諸御用留帳	1226	
文化 12	井関村諸御用留帳	1227	
文化 14	井関村諸御用留帳	1228	
文化 15	井関村諸御用留帳	1229	
文政 3	井関村諸御用留帳	1230	
文政 4	井関村諸御用留帳	1231	
文政 5・1	井関村諸御用留帳	1232	

文政 7	井関村諸御用留帳	1233	
文政 8	井関村諸御用留帳	1234	
文政 9	井関村諸御用留帳	1235	
文政 10	井関村諸御用留帳	1236	
文政 12	井関村諸御用留帳	1237	
文政 13	井関村諸御用留帳	1241	
天保 5	井関村諸御用留帳	1238	
天保 6	井関村諸御用留帳	1239	
天保 7	井関村諸御用留帳	1240	
天保 8	井関村諸御用留帳	1242	
天保 9	井関村諸御用留帳	1243	
天保 10	井関村諸御用留帳	1244	
天保 11	井関村諸御用留帳	1245	
天保 13	井関村諸御用留帳	1246	
天保 15	井関村御用留帳	1172	
弘化 3	井関村御用留帳	1173	
弘化 4	井関村御用留帳	1174	
弘化 5	井関村御用留帳	1175	
嘉永 3	井関村御用留帳	1176	
嘉永 5	井関村御用留帳	1177	
安政 2	井関村御用留帳	1178	
安政 3	井関村御用留帳	1179	
安政 4・1	井関村御用留帳	1180	
安政 5	井関村御用留帳	1361	
文久 3・1	井関村御用留帳	1362	
慶応 3・1	井関村卯御用留帳	1360	
慶応 4・1	井関村御用留簿	1359	
明治 3・4	井関村御用留控帳	1358	
明治 6・1	井関村御用留帳	1357	
明治 9	《御用留》	1186	
—	《井関村御用留帳》	1353	
—	《井関村御用留帳》	1356	
文政 11・6	新治郡井関村子惣人別改元帳 井関組控	1160	
天保 5	井関村午惣人別改元帳 八木組	1165	
天保 11	新治郡井関村子惣人別改元帳 八木組控	1164	
弘化 3	新治郡井関村午惣人別改元帳 代田組控	1158	4 冊の内 2
弘化 3・6	新治郡井関村午惣人別改元帳 井関組控	1162	
嘉永 5・6	新治郡井関村子惣人別改元帳 八木組控	1163	4 冊の内 4
安政 5・6	新治郡井関村午惣人別改元帳 井関組控	1161	4 冊の内 1
安政 5・6	新治郡井関村午惣人別改元帳 八木組控	1157	4 冊の内 4
明治 3	新治郡井関村午惣人別改元帳 八木組	1159	4 冊の内 4
文化	《人別改帳》	1538	
天保 11・6	井関村寺社人別書上帳　控	1166	
嘉永 5・6	新治郡井関村寺社人別書上帳	1167	
寛政 8	《井関村人別送り書付》	1054	
寛政 10・6	（井関村）人別送書付	1055	
寛政 10	井関村人別證拠	1056	
享和 1・6	井関村人別送り請取書付入	1057	
享和 1	人別送り状	1058	
享和 2	《人別送り書付》	1059	
享和 3・7	人別送り書付	1060	
文化 1	《人別送り状》	1061	
文化 3・7	井関村人別送受取書	1062	
文化 4・6	井関村人別出入書付	1063	
文化 5・7～6・6	井関村人別出入請取書付入	1064	
文化 5・12	人別送り	1065	

文化 7・6	林平右エ門母さの小川村へ人別	1066	
文化 7・6	文化 7 年 6 月改人別送り并請取	1076	
文化 8・8	（井関村）人別送り書付	1067	
文化 9・8	井関村人別送り書付	1068	
文化 10・7	井関村人別送請取書	1069	
文化 11	井関村人別送り書付	1070	
文化 13・7	井関村人別送り證拠書附入	1071	
文化 14・7	人別送り	1072	
文政 4・7	井関村人別出入書付	1073	
—	井関村人別書付入	1074	
文政 6・7	井関村人別送受取書付	1075	
文政 7・8	井関村人別出入書付	1077	
文化 8・8	井関村人別證拠	1078	
文政 9	井関村人別証拠	1079	
文政 11・7	井関村人別證拠	1080	
文政 12・7	井関村人別證拠	1081	
文政 13・7	井関村人別證拠	1082	
天保 2・7	井関村人別卯證拠	1083	
天保 5・7	井関村人別送り受取書附	1084	
天保 6・7	井関村人別送り書附	1085	
天保 8	井関村酉改人別証拠	1086	
天保 9	人別証拠	1087	
天保 10・7	井関村人別送證拠	1088	
天保 11・8	井関村人別証拠	1089	
弘化 3・8	井関村人別送り請取證拠書付	1090	
弘化 4・7	人別并諸指銭證拠入	1091	
嘉永 1・7	井関村人別送請取書付	1092	
嘉永 2・7	申年分井関村人別出入書付	1093	
嘉永 3・7	井関村酉人別送り書付	1094	
嘉永 4・8	《井関村人別送り書付》	1095	
嘉永 6・8	井関村人別證拠書付入	1096	
嘉永 7・7	井関村寅改人別出入書付	1053	
安政 2	井関村卯改人別証拠	1097	
安政 3	人別証拠	1098	
安政 5・9	井関村午人別証拠書付入	1099	
万延 1・7	井関村申人別証書類	1100	
文久 1	酉年人別証拠	1101	
文久 2	井関村酉人別證拠書付	1102	
文久 2・7～3・6	井関村諸証拠類	1103	
慶応 1	《井関村人別送り書付》	1104	
慶応 2・8	（井関村）人別証拠	1105	
慶応 2～3	井関村去寅人別出入証拠	1106	
—	《井関村人別出入書付》	1107	
文政 11	人別出入手形綴	1111	
嘉永 1～明治 8	浮役諸控	1394	
文化 3～天保 12	井関村竹割控	1398	
文化 6・3	朝鮮人来聘國役金取玄帳	1285	
文化 6・1	御帰国御用金面付書上帳	1286	
天保 14・6	殿様御帰国ニ付小川詰人足割帳	1454	
慶応 4・3	中納言様御入国ニ付小幡人足買上取玄帳	514	
文化 5・12	井関村支配金貸出帳	1248	
文化 6・12	井関村支配金貸出帳	1249	
文化 7・12	井関村支配金貸出帳	1250	
文化 8・12	井関村支配金貸出帳	1251	
文化 9・11	井関村支配金貸出帳	1252	
文化 10・11	井関村支配金貸出帳	1253	

文化 11・11	井関村支配金貸出帳	1254	
文化 12・11	井関村支配金貸出帳	1255	
文化 13・11	井関村支配金貸出帳	1256	
文化 14・11	井関村支配金貸出帳	1257	
文政 1・12	井関村支配金貸出帳	1258	
文政 2・	井関村支配金貸出帳	1259	
文政 3・12	井関村支配金貸出帳	1260	
文政 4・11	井関村支配金貸出帳	1261	
文政 5・11	井関村支配金貸出帳	1262	
文政 6・12	井関村支配金貸出帳	1263	
文政 7・12	井関村支配金貸出帳	1264	
文政 8・12	井関村支配金貸出帳	1265	
文政 9・12	井関村支配金貸出帳	1266	
文政 10・12	井関村支配金貸出帳	1267	
文政 11・12	井関村支配金貸出帳	1268	
文政 12・12	井関村支配金貸出帳	1269	
文政 13・12	井関村支配金貸出帳	1270	
天保 2・12	井関村支配金貸出帳	1271	
天保 3・12	井関村支配金貸出帳	1272	
天保 4・12	井関村支配金貸出帳	1273	
天保 5・12	井関村支配金貸出帳	1385	
天保 6・12	井関村支配金貸出帳	1386	
天保 7・3	井関村支配金貸出帳	1380	
天保 8	井関村支配金貸出帳	1274	
天保 9	井関村支配金貸出帳	1275	
天保 10	井関村支配金貸出帳	1276	
天保 11・11	井関村支配金貸出帳	1277	
天保 12・11	井関村支配金貸出帳	1278	
天保 13	井関村支配金貸出帳	1279	
天保 14・11	井関村支配金貸出帳	1280	
弘化 1・12	井関村支配金貸出帳	1376	
弘化 2・12	井関村支配金貸出帳	1372	
弘化 3・12	井関村支配金貸出帳	1378	
弘化 4・12	井関村支配金貸出帳	1377	
嘉永 1・12	井関村支配金貸出帳	1381	
明治 2・2	井関村稗貸出シ面附帳	1459-③	
明治 2・2	種籾貸出面附帳	1459-④	
明治 2・3	井関村御拝借稗困窮人江 3 ヶ年賦貸出面附元帳	1459-⑤	
明治 2・11	井関組年賦稗御返納種籾御返納斗玄帳	1459-⑥	
明治 3・4	御拝借稗惣窮人共江貸出面附控帳	1459-②	
明治 3・11	井関村被下稗割渡調	1459-①	
明治 3・5	御拝借種籾貸出シ面附帳	1459-⑦	
明治 8・11	稗俵附揚請帳	1455	

表 2.関川文書　石川村関連文書（一部抜粋）

年代	標題	番号	備考
寛永 18・8	常陸国新治郡石川村御検地水帳	1	
寛永 18・8	御検地水帳	2	
寛永 18・8	常陸国新治郡石川村御検地水帳	3	田方順帳
享保 6・6	石川村巳御検地書抜帳	6	
明治 10	常陸国新治郡南石川村御検地帳	434	天保検地写し
天保 14・2	新治郡石川村御検地野帳	23	
天保 14・2	新治郡石川村御検地野帳	24	
天保 14・2	新治郡石川村御検地野帳	565	
天保 14・2	新治郡石川村御検地野帳	25	
寛政 6・7	石川村本郷分田方順帳	9	
寛政 6・7	石川村本郷分田方順帳	10	
寛政 6・7	石川村本郷分田方順帳	11	
寛政 6・7	石川村田方御案内帳	12-①	田畠成替分
寛政 6	石川村新田分田方順帳	13	
文化 1・4	南石川村本郷分畠田当子改帳	12-②	
文化 6・4	南石川村本郷分畑田ニ成、当巳改帳	12-③	
文化 10・8	石川村本郷分見分案内帳	16	
文化 10・8	畑方順帳	17	
文化 10・8	石川村本郷分畠方案内順帳	18	
文化 10・8	石川村本郷分畠方案内順帳	19	
文化 10・8	石川村本郷分畠方案内順帳	20	
文化 10・8	石川村本郷分畠方案内順帳	21	
文化 10・8	石川村新田分畠方案内順帳	15	
文化 11・5	石川村本郷分畠田当戌改帳	439-①	
文化 14・7	石川村本郷分畠田当丑改帳	439-②	
弘化 4・2	石川村田畠荒地開発并屋敷替改書上帳	28	
嘉永 2・9	石川村新田分田方字附書上下帳	29	
嘉永 7・7	石川村荒地開発願書上帳	30-①	
嘉永 7・8	石川村荒地開発・田畠成替・新田浮流願書上帳下帳	30-②	
嘉永 7・8	石川村荒地開発願書上帳	30-③	
安政 5・8	新開発改書上下帳	31	
文久 2・4	石川村田畑新開相改書上帳	32	
—	原野無願開墾取調帳	1184	
天保 4・4	石川村分附山野銭名寄帳	22	
天保 14・8	石川村田畠持高名寄帳	26	
天保 14・8	南石川村田畠持高名寄帳	27	
明治 5・11	石川村分附山貢永名寄帳	34	
慶安 1・9	石川村子新池代半溜土手代江代白打改帳	4-①	
元禄 8・2	石川村溜池代改帳	4-②	
元禄 8・2	石川村溜池代替改帳	5	
正徳 1・9	石川村池代永引卯改帳	4-③	
正徳 3・4	石川村半郷田方巳土手代改帳	4-④	
享保 14・12	南石川村道代永引改帳	435-④	
寛延 1・8	石川村御立山町歩并立木年数御改書上帳	8	
宝暦 11・10	石川村本郷田方之内当巳白打改帳	435-③	
天明 6・8	石川村本郷分田方白打当午永引改帳	435-②	
寛政 1・7	石川村本郷田方永引当酉改帳	435-①	
文化 1・7	新治郡石川村分附山帳	14	
文化 8・3	石川村本郷分畠方川欠白打当未改帳	435-⑤	
天明 3・8	石川村畠方水腐御案内帳	469	
天明 6・8	石川村畠方水腐御案内帳	470-③	
文化 5・9	石川村水腐田方夫金御免改帳	410	
文化 9・8	石川村田畠水腐当申歩当改帳	470-②	
天保 7・9	石川村水押畠方歩当改帳	473	
弘化 3・7	石川村田畠水冠字附書上帳	417	
嘉永 2・9	石川村畠方酉水腐改帳	170-②	
嘉永 2・9	石川村田方酉水腐改帳	170-③	
安政 2・10	水腐ニ而御見切頂戴ニ付引方勘定帳	421	
万延 1・9	石川村當申田方水腐相改書上帳	470-①	
明治 2・11	石川村巳田方水腐御引方小割付帳	468	
明治 2・11	石川村巳水腐風当見切引方書抜帳	426	
明治 3・壬 10	石川村午本郷新田水腐御引方勘定帳	427	
明治 4・3	《去ル午年水腐之絵図》	1149	
正保 2・9	石川村酉御年貢可納取付之事	579	
正保 3・10	石川村戌之御年貢可納取付	580	
正保 4・10	石川村亥年貢可納取付	581	
慶安 1・10	石川村子御年貢可納取付之事	582	
慶安 2・10	石川村丑御年貢可納取付之事	583	
慶安 3・10	石川村寅御年貢可納取付之事	584	
慶安 4・10	石川村卯御年貢可納取付之事	585	
承応 2・10	石川村巳御年貢可納取付之事	586	
承応 3・10	石川村午御年貢可納取付之事	587	
明暦 1・10	石川村未御年貢可納取付之事	588	
明暦 2・10	石川村申之御年貢可納取付之事	589	
明暦 3・10	南石川村酉御年貢可納取付之事	590	
万治 1・11	石川村戌之御年貢可納取付之事	591	
万治 2・10	南石川村亥之御年貢可納取付之事	592	
万治 3・11	石川村子之御年貢可納取付之事	593	
寛文 1・10	南石川村丑之御年貢可納取付之事	594	
寛文 2・11	石川村寅之御年貢可納取付之事	595	
寛文 3・10	石川村卯之御年貢可納取付之事	596	
寛文 4・10	石川村辰之御年貢可納取付之事	597	
寛文 5・10	石川村巳御年貢可納取付之事	598	
寛文 6・10	石川村　之御年貢可納取付之事	599	
寛文 7・10	石川村未之御年貢可納取付之事	600	
寛文 8・10	石川村申之御年貢可納取付之事	601	
寛文 9・閏 10	南石川村酉之御年貢可納取付之事	602	
寛文 10・11	南石川村戌御年貢可納取付之事	603	
寛文 11・10	石川村亥御年貢可納取付之事	604	
寛文 12・10	石川村子御年貢可納取付之事	605	
延宝 1・10	石川村丑御年貢可納取付之事	606	
延宝 2	石川村寅御年貢可納取付之事	607	
延宝 3・10	南石川村卯御年貢可納取付之事	608	
延宝 4・10	南石川村辰御年貢可納取付之事	609	
延宝 5・10	南石川村巳御年貢可納取付之事	610	
延宝 6・10	南石川村午御年貢可納取付之事	611	
延宝 7・10	石川村未御年貢可納取付之事	612	
延宝 8・10	石川村申御年貢可納取付之事	613	
正徳 1・10	南石川村卯御年貢可納取附之事	614	
正徳 2・10	石川村辰御年貢可納取付之事	615	
正徳 3・10	南石川村巳御年貢可納取付之事	616	
正徳 4・10	南石川村午御年貢可納取付之事	617	
正徳 5・10	南石川村未御年貢可納取附之事	618	

寛保 1・10	石川村酉御年貢可納取附之事	619	
寛保 2・10	石川村戌御年貢可納取附之事	620	
寛保 3・10	石川村亥御年貢可納取附之事	621	
天保 2・10	南石川村卯御年貢可納取附之事	622	
天保 3・10	南石川村辰御年貢可納取付之事	623	
天保 4・10	石川村巳御年貢可納取附之事	624	
天保 5・10	南石川村午御年貢可納取付之事	625	
天保 6・10	石川村未御年貢可納取付之事	626	
天保 7・10	南石川村申御年貢可納取付之事	627	
天保 8・10	石川村酉御年貢可納取附之事	628	
天保 9・10	石川村戌御年貢可納取付之事	629	
天保 10・10	石川村亥御年貢可納取附之事	630	
天保 11・10	石川村子御年貢可納取附之事	631	
天保 12・10	石川村丑御年貢可納取附之事	632	
天保 13・10	石川村寅御年貢可納取附之事	633	
天保 14・10	石川村卯御年貢可納取附之事	634	
天保 15・10	石川村辰御年貢可納取附之事	635	
弘化 2・10	石川村巳御年貢可納取附之事	636	
弘化 3・10	石川村午御年貢可納取附之事	637	
弘化 4・10	石川村未御年貢可納取附之事	638	
嘉永 1・10	石川村申御年貢可納取附之事	639	
嘉永 2・10	石川村酉御年貢可納取附之事	640	
嘉永 3・10	石川村戌御年貢可納取附之事	641	
嘉永 4・10	石川村亥御年貢可納取附之事	642	
嘉永 5・10	石川村子御年貢可納取附之事	643	
嘉永 6・10	石川村丑御年貢可納取附之事	644	
嘉永 7・10	石川村寅御年貢可納取附之事	645	
安政 2・10	石川村御年貢可納取附之事	646	
安政 3・10	石川村辰御年貢可納取附之事	647	
安政 4・10	石川村巳御年貢可納取附之事	648	
安政 5・10	石川村午御年貢可納取附之事	649	
安政 6・10	石川村未御年貢可納取附之事	650	
万延 1・10	石川村申御年貢可納取附之事	651	
文久 1・10	石川村酉御年貢可納取附之事	652	
文久 2・10	南石川村戌御年貢可納取付之事	654	
文久 3・10	石川村亥御年貢可納取附之事	653	
元治 1・11	南石川村子御年貢可納取附之事	656	
慶応 1・10	石川村丑御年貢可納取附之事	657	
慶応 2・10	石川村寅御年貢可納取附之事	658	
慶応 3・10	石川村卯御年貢可納取附之事	659	
明治 1・11	石川村辰御年貢可納取附之事	660	
明治 2・10	石川村巳御年貢可納取附之事	661	
天保 9・11	石川村御城米并御物成大豆取立帳	403	
弘化 2・11	石川村巳御城米取立帳	404	
安政 2・10	石川村卯御城米取立帳	405	
元治 1・12	石川村子御城米取立帳	406	
慶応 1・10	石川村丑御城米取立帳	407-①	
慶応 2・11	石川村御城米取立帳	407-②	
慶応 3・11	石川村御城米取立帳	407-③	
天保 7・11	石川村御城米大豆取立船賃勘定帳	414	
弘化 4・12	石川村御城米取立船賃勘定帳	502	
嘉永 6・2	石川村子御城米運賃勘定帳	419	
天保 12・12	石川村御城米年々仕訳帳	416	
安政 2	御城米年々取調書上帳	1373	

安政 2・12	御城米年々過不足勘定帳	420	
慶応 4・7	卯年より御城米勘定年年々取調帳	1221	
天保 2・10	御城米積立并運賃帳	314-⑧	
天保 10・10	亥御城米積立帳	314-⑤	
弘化 2・10	巳御城米船積帳	1552-①	
弘化 4・10	御城米積立帳	314-⑦	
嘉永 1・10	申御城米積立帳	314-⑥	
安政 6・11	未御城米積立帳	314-①	
慶応 1・9	御城米積立帳	314-③	
慶応 2・10	御城米積立帳	314-④	
明治 3・10	石川村御城米積立帳	314-②	
天保 8・10	酉御城米請取通帳	544	
享和 2	《石川村御用留帳》	1354	
享和 4	子御用留帳	480	
文化 4	御用留帳	481	
文化 8	《石川村御用留帳》	1355	
文化 9	申御用留帳	559	
嘉永 5・1	御配符留帳	301	
安政 2・1	石川村御配符留帳	302	
文久 4・1	御用御配符留帳	303	
慶応 2・1	石川村寅御配符留帳	304	
明治 2・1	御用御配符留帳	305	
嘉永 7・11	議定書（村方風儀改革ﾆﾂｷ）	319	
文化 1・6	石川村子人別并馬改元帳	327	
天保 11・7	石川村子惣人別馬改帳	328	
弘化 3・7	石川村午惣人別並馬改帳　壱	331	
弘化 3・7	石川村午惣人別並馬改帳　弐	330	
弘化 3・7	石川村午惣人別并馬改帳　参	329	
嘉永 5・7	石川村子惣人別并馬改帳（三）	334-①	
嘉永 5・7	石川村子惣人別并馬改帳（四）	334-②	
安政 5・7	石川村子惣人別並馬改帳（一）	335	
元治 1・6	石川村子惣人別并馬改帳	336-④	
元治 1・6	石川村子惣人別并馬改帳	336-③	
元治 1・6	石川村子惣人別并馬改帳	336-②	
元治 1・6	石川村子惣人別并馬改帳	336-①	
明治 3・7	南石川村午惣人別并馬改帳	333	
明治 3・7	南石川村午惣人別并馬改帳	332	
明治 3・7	南石川村午惣人別并馬改帳	338	
明治 3・7	南石川村午惣人別并馬改帳	337	
寛政 7・7	《人別増減改帳》	344	
安政 5・12	石川村名面改書上帳	471	
天保 2・12	下利根川水行値御普請諸懸并土浦銭亀郡役橋懸	413	
天保 8～明治 3	竹割勘定控	422	
天保 10・3	南石川村戌浮役金取立帳	415	
慶応 2・3	石川村丑浮役取立元帳	451	
万延 1・3	分附山野銭并見取帳	373-④	
天保 6	分附山帳	373-⑤	
文化 11・6	御収納金通帳	425	
天保 10・6	亥御収納金請取帳	545	
嘉永 7・6	御収納金取立帳	543	
安政 6	御収納金通帳	550	
万延 1・6	御収納通帳	551	
万延 1・6	申御収納通	548	
元治 1・6	金銭御収納御通	552	

元治 1・6	御収納取立帳（拝借金）	424-①	
慶応 1・6	御収納取立帳	424-②	
慶応 1・6	御収納通帳	553	
慶応 2・3	御収納通帳	554	
慶応 3・6	御収納金請取帳	549	
慶応 3・6	御収納通帳	555	
慶応 4・6	御収納通帳	556	
慶応 4・6	御収納金銭取立納控帳	547	
慶応 4・6	御収納金銀通帳	546	
文政 12・7	小石川御殿御焼失ニ付償金割并取立帳	411	
文政 13・8	小石川御殿御焼失ニ付償金割并取立帳	412	
弘化 4・3	石川村日光償金割取立帳	418	
安政 1・12	異船渡来ニ付御軍用御金上金留	558	
安政 2・5	中納言慶篤公様御帰国ニ付冥加金献納書上帳	423	
慶応 4・2	献納金并調達金請取調	511	
文化 13・9	源武公様御通棺小幡詰人馬賃銭割元帳	374	
文政 12・12	哀公様御通棺之節小幡詰人足賃割帳	375	
天保 4・4	御帰国ニ付小幡詰人馬賃銭割帳	376	
嘉永 5・1	石川村亥諸御用人馬書上帳	318	
安政 3・6	小石川御手伝人足割合帳	499	
元治 2・3	石川村子非常人足書上帳	377	
文政 2・11	土浦銭亀・中津川郡役橋懸、取立帳	479	
天保 11・9	土浦銭亀・簀子・桜川郡橋懸替金取立帳	307-⑤	
安政 4・10	土浦銭亀橋并玉里村溜池掛、割合元帳	498	
安政 3・9	井関・下玉里両郇溜池堀費并当村風祭諸入用割合帳	312	
天保 9・12	御救被下金留帳	361	
文政 13・11	石川村溜穀年々改帳	356	
天保 8・10	石川村溜穀元帳	360	
天保 10・12	拝借金并村穀組分改帳	362	
弘化 2・11	拝借米并村穀年々改帳	363	
文久 2	溜穀籾稗取調書上帳	364	
天保 2・10	石川村卯御買上稗取立帳	357	
天保 4・3	石川村辰御買上稗斗立帳	358	
天保 8・8	石川村稗面付書上帳	359	
天保 15・4	辰御稗請取帳	515	
嘉永 2・3～3・7	酉御稗請取帳	353	
嘉永 4・7	亥御稗請取帳	354	
明治 3	集穀之儀ニ付諸書上控	1147	
文政 3・8	石川分村金貸出帳	370	
天保 11・11～弘化 1	拝借金元帳	351	
弘化 2・12～安政 5	拝借金元帳	352	
万延 1・3	拝借米貸出改帳	373-③	
天保 9・4	拝借金戌取立帳	345	
弘化 3・5	拝借金年々取立帳	346	
弘化 4・1	未拝借金取立帳	347	
嘉永 6・11	拝借金丑取立帳	348	
安政 2・11	拝借金卯取立帳	349	
安政 3・10	拝借金辰取立帳	350	
文政 5・12	拝借金納済指引帳	355	
安政 4・6	高崎・高浜・石川・三村四ヶ村図面	1145	
—	《新治郡石川村全図》	1154	
明治 6	原平・西平新開絵図	1146	
嘉永 5・4	石川・宍倉村境絵図	516	

常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事

石岡市指定無形民俗文化財（令和３年 10 月 20 日指定）

石岡市教育委員会　谷仲俊雄

行事の概要

常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事は、常陸國總社宮の例大祭（石岡のおまつり）に伴って巡行する祭礼風流の行事です。氏子の町内より、多数の獅子や山車が曳き出されます。

獅子　道路に充満する魑魅魍魎を呪圧するため歩行し、民家の悪魔払いもするという「行道獅子」です。獅子頭の後ろに車輪付きの「獅子小屋（屋台）」がつき、幌が「獅子小屋」を隠すように覆うことから「幌獅子」と呼ばれます。小屋内部に囃子方を入れて行道する「屋台獅子」の形態をとりますが、独自の形相をもっています。お囃子に合わせて前方では獅子舞をしながら進んでいきます。

嘉永７年（1854）や安政３年（1856）の「香丸組御用留」には、愛宕神社の祭礼風流として「土橋町の大獅子」が記録されていて、今のところ史料的初見となります。

紀年銘から現在確認できる最古の獅子頭は仲之内の獅子頭で、明治 29 年（1896）同町の福徳稲荷神社祭礼の際に製作奉納されたものです。

明治 33 年（1900）以降土橋町・仲之内の獅子は神輿渡御の露払いを務めていますが、後に他の町内も競って獅子を出すようになります。令和元年現在では、32 町内から 33 台の幌獅子が出されています。

山車　二層から三層構造で、最上部には依り代となる人形が乗り、中層が踊り舞台となり、「石岡囃子」と総称される山車囃子の演奏に伴い踊り手が踊りを行います。いわゆる江戸型の山車ですが、舞台上では踊りと笛・鉦の演奏のみで、太鼓は側面に組み立てられた場所で奏される独自なものとなっています。

明治 29 年（1896）に建造された中町の江戸型山車を嚆矢とします。それまで「踊屋台」はありましたが、人形を依り代とする江戸型山車はありませんでした。以後、明治 35 年（1902）の新年番制度の誕生とともに各町内も競って山車を建造し、幌獅子とともに祭礼風流の主役となっていきます。令和元年現在では、12 町内から 12 台の山車が出されています。

ささら　一人立ちの３人１組からなる三匹獅子舞で、獅子頭をつけた３体の人形をそれぞれ２本の棒によって操る「棒ささら」です。人形は老獅子、雌獅子、若獅子と呼ばれ、老獅子と若獅子には２本の角があり、若獅子の角には金箔が貼られています。

ささらの頭は一般的には狛犬、鹿、猪、龍などをかたどり、なかでも「狛犬型」が多く見られますが、本例は「龍頭型」を呈しています。

冨田町が有する全町内唯一の祭礼風流で、神輿渡御の露払いを務めていますが、明和年間（1764-1772）の祇園祭りにおいてすでに神幸行列の先頭を務めており、青屋祭りの先払いに起源を持つ可能性があります。

現在のささらの製作年代は不明ですが、屋台前の角２ヶ所にある擬宝珠には「嘉永二年(1849)酉六月日冨田町」と刻まれています。

行事の評価

本行事は歴史的にみると、幌獅子が広く巡行されるようになったのは明治 33 年以降、山車についても明治 29 年以降で、その後整備されてきた行事で歴史の古いものではありません。また、天下祭りに代表される江戸の都市祭礼の影響が随所にうかがわれ、その影響を受けながら発展してきたものです。

しかし、江戸型山車においても踊りを主とし、太鼓を側面に配するなど、「石岡的な変容」を行っています。そこに、きわめて独自な幌獅子や、在地性の強いささらが融合し、地域固有な祭礼文化へと発展を遂げています。また、土浦や小川、柿岡など、周辺の地域のお祭りや祭囃子にも影響を与えているのも特徴で、独自のお祭り文化圏を形成していて、この地方を代表する重要な行事と言えます。

文献

金　賢貞 2013『「創られた伝統」と生きる』青弓社

木村竹次 1994「昭和の石岡の祭り」『写真集いしおか昭和の肖像』写真に見る石岡の昭和史研究会

櫻井　明 1997「祭礼の伝承―常陸総社宮祭礼―」『常府石岡の歴史』石岡市教育委員会

常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会 2020『常陸國總社宮例大祭（石岡のおまつり）の歴史と現況』石岡市

茂木　栄・島田　潔 1995「常陸国総社宮に関わる祭要素の持続と変化」『國學院大學日本文化研究所紀要』第 75 輯

常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事

令和3年10月20日 石岡市指定無形民俗文化財　　保護団体：常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会

独自な「幌獅子」

獅子

幌のなかの胴部に屋台を納め、そこに囃子方をいれて行道する「幌獅子」

由来　嘉永7年(1854)・安政3年(1856)

『香丸組御用留』…「土橋町の大獅子」

「仲之内の獅子頭」…明治29年(1986) 製作奉納

⇒ 明治33年(1900)以降、土橋町・仲之内の獅子は、神輿渡御の露払いを務める

⇒ 他町内も競って獅子を出すようになり、32町内33台（令和元年現在）

「江戸型山車」の改造

山車

二層から三層構造で、中層が舞台、最上層には依り代となる人形が乗る「江戸型山車」

通常の江戸型山車では、太鼓・笛・鉦といった演奏は全て舞台上で行われ、踊りは補助的

⇒ 石岡では舞台上は踊りと笛・鉦で、太鼓は側面

由来　明治29年(1896)建造の「中町の山車」（人形は三代目原舟月の優品「日本武尊」）

※それまでは「踊屋台」のみ

⇒ 明治35年(1902)の新年番制度誕生とともに、他町内も競って山車を建造。12町内12台（令和元年現在）

伝統の「棒ささら」

ささら

一人立ちの３人１組からなる「三匹獅子舞」

由来　神輿渡御の露払いを務めるが、明和年間(1764-1772)の祇園祭においてすでに神幸行列の先頭を務めており、青屋祭りの先払いに起源をもつ可能性がある

屋台前の擬宝珠…「嘉永二年(1849)酉六月日冨田町」

⇒ 「ささら」とセットになる「弥勒（みろく）」（木之地に伝わるが、昭和９年を最後に廃れる）

⇒ 常陸国の中心たる石岡・水戸にみられた地域固有な在地性の強い出し物

地域固有な祭礼文化へと発展

土浦や小川、柿岡など、周辺の地域のお祭りや祭囃子にも影響

石岡市だけではなく、茨城県を代表する重要な行事

個性豊かな獅子頭

森木町

冨田町

幸町

星の宮

水久保

六軒

小川道

大和町

土橋町

仲之内

國分町

鹿の子

北の谷

山王台

東町

大砂

金丸町

宮下町

若松町

茨城

ばらき台

元真地

若松東

正上内

守横町

青木町

泉町

貝地

兵﨑

六軒東

出し山

南台

山車人形とささら

菅原道真[森木町]

桃太郎[大小路町]

弁財天[金丸町]

静御前[守横町]

楠木正成[冨田町]

神武天皇[青木町]

老獅子

雌獅子

若獅子

ささら[冨田町]

武甕槌命[幸町]

仁徳天皇[國分町]

日本武尊[中町]

八幡太郎[若松町]

鍾馗[泉町]

聖徳太子[香丸町]

『常陸國總社宮例大祭（石岡のおまつり）の歴史と現況－石岡のおまつり歴史実態調査報告書－』令和2年3月発行より作成

石岡歴史年表

時代	年	日本の主なできごと	石岡の主なできごと
旧石器時代		・採集や狩りで生活する ・石器などがつくられる	・旧石器など 【下ノ宮遺跡・宮平遺跡・半田原遺跡・二子塚遺跡など】
縄文時代		・土器や石器，弓などを採集や狩りなどで生活をする	・縄文土器や住居跡，貝塚など 【三村地蔵窪貝塚・**東大橋原遺跡**・宮平遺跡・東田中遺跡など】
弥生時代	200 300	・米作りが日本各地に広まる ・卑弥呼が魏に使いを送る（２３９）	・弥生土器や住居跡など 【餓鬼塚遺跡・外山遺跡・宮平遺跡・新池台遺跡など】
古墳時代	400 500	・大和朝廷の全国統一 前方後円墳が全国に広がる	・初期の古墳が造られる【二子塚遺跡・丸山古墳など】 ・大型古墳が造られる【**舟塚山古墳**・府中愛宕山古墳など】 ・各地に古墳群や埴輪が作られる【西町古墳・丸山４号墳など】
飛鳥時代	600 700	・聖徳太子が摂政になる（５９３） ・大化の改新（６４５）	・常陸国が誕生し，石岡地方は茨城郡となる ・常陸国を治める役所国衙が石岡に置かれる【常陸国府跡】 ・茨城郡を治める役所郡衙が茨城に置かれる【茨城廃寺跡】
奈良時代		・平城京（奈良）遷都（７１０） ・古事記，日本書記，万葉集ができる ・東大寺の大仏開眼式（７５２） ・蝦夷征討（東北地方の平定）	・常陸国風土記がこの頃完成する ・国分寺・国分尼寺の建設が始まる 【**常陸国分寺**・国分尼寺跡，瓦塚窯跡】 ・蝦夷征討の基地となる【鹿の子遺跡・漆紙文書】
平安時代	800 900 1000 1100	・平安京（京都）遷都（７９４） ・武士団が各地に生まれる ・平将門の乱が起こる（９３５） ・藤原道長が摂政となる（１０１６） ・平清盛が太政大臣になる（１１６７）	・常陸國總社宮などの神社，西光院などの寺がこの頃できる ・平将門が，常陸国府を焼き国印などを奪う（９３９） ・源頼朝が，常陸国府に来て佐竹氏を攻める（１１８０）
鎌倉時代	1200 1300	・源頼朝が征夷大将軍となる（１１９２） ・鎌倉幕府が滅びる（１３３３）	・馬場（大掾）資幹，府中の地頭を認められる（１２１４） ・浄土真宗開祖親鸞が，石岡地方にも来訪する ・北朝方の佐竹氏が石岡城に迫る　国府原合戦（１３３７）
室町時代	1400 1500	・足利尊氏が征夷大将軍となる（１３３８） ・応仁の乱が起こる（１４６７） 〔戦国時代〕	・大掾高幹，北朝方に転じる（１３３８） ・大掾詮国が旧国衙の地に府中城を築く（１３４６） ・太田資正（三楽斎），片野城に入る（１５６４）
安土桃山時代	1600	・織田信長が室町幕府を滅ぼす（１５７３） ・豊臣秀吉が全国を統一する（１５９０） ・関ヶ原の戦い（１６００）	・大掾清幹が佐竹氏に攻められ，大掾氏滅亡する（１５９０） 〔石岡地方は佐竹氏の完全な支配となる〕 ・石岡地方にも検知が行われ，茨城郡から新治郡になる（１５９４）
江戸時代	1700 1800	・徳川家康が征夷大将軍となる（１６０３） ・鎖国が完成する（１６４１） ・各地で新田の開発が行われる ・国学や蘭学が盛んになる ・江戸を中心に町人の文化が栄える	・六郷政乗が府中へ移る（１６０２） ・片野城に滝川雄利が入る（１６０３） ・皆川広照が府中へ移る（１６２３） ・一里塚が主要街道に設けられる ・徳川光圀の弟松平頼隆が府中松平藩主となる（１７００） ・府中平村（現在の石岡の中心部）大火（１７２８） ・高浜・石川に河岸問屋組合が結成される（１７８２） ・陣屋門が建てられる（１８２８） ・改革組合村柿岡五十三か村組合が成立する（１８２９）

江戸時代		・ペリーが浦賀に来る（１８５３） ・安政の大獄・桜田門外の変（１８６０） ・徳川慶喜が大政奉還をする（１８６７）	・都々一坊扇歌，府中平村にて亡くなる（１８５２） ・佐久良東雄，桜田門外の変に連座して捕まり，獄で食を断ち亡くなる（１８６０） ・天狗党事件，染谷や府中宿が焼打ちされる（１８６４）
明治時代	1900	・明治維新，江戸を東京とする（１８６８） ・廃藩置県（１８７１） ・学制が公布される（１８７２） ・大日本帝国憲法が発布される（１８８９） ・日清戦争（１８９４～１８９５） ・日露戦争（１９０４～１９０５）	・府中藩が石岡藩と名前を変え，府中平村も石岡と名前を変える（１８６９） ・石岡地方は，新治県となる（１８７１） ・茨城，新治の両県を合併し，茨城県となる（１８７５） ・石岡醤油醸造組合が設立される（１８８６） ・石岡・高浜・柿岡町，関川・三村・園部・瓦会・林・恋瀬・葦穂・小幡・小桜村が誕生する（１８８９） ・この頃，各地に尋常小学校や高等小学校ができる ・石岡書籍館が創設される（１８８９） ・明治天皇，陸軍大演習のため，園部村に行幸（１８９０） ・石岡駅・高浜駅完成（１８９５） ・真家信太郎，野菜促成栽培の試作に着手（１９０１） ・常陸國總社宮まつり年番制度確立（１９０２） ・国分寺から出火１５０戸焼失，仁王門など焼失（１９０８）
大正時代		・韓国併合（１９１０） ・関東大震災が起こる（１９２３） ・普通選挙法公布（１９２５）	・新治郡立農学校（現石岡一高）創立（１９１０） ・石岡に電灯がともる（１９１１） ・町立石岡実科高等女学校（現石岡二高）創立（１９１１） ・柿岡に地磁気観測所設置（１９１３） ・羽成卯兵衛，八木干拓工事に着手（１９２０） ・町立石岡図書館となる（１９２３）
昭和時代		・満州事変（１９３１） ・日中戦争（１９３７～１９４５） ・太平洋戦争（１９４１～１９４５） ・日本国憲法が公布される（１９４６） ・義務教育が六三制となる（１９４７） ・サンフランシスコ平和条約（１９５１） ・東海道新幹線開通（１９６４） ・東京オリンピック（１９６４） ・札幌冬季オリンピック（１９７２） ・沖縄日本に復帰する（１９７２） ・日中平和友好条約（１９７８） ・つくば科学万博（１９８５）	・石岡町大火，中町より出火約600戸全焼（１９２９） ・鹿島参宮鉄道全線（石岡～鉾田）開通（１９２９） ・半ノ木に大日本飛行協会の中央滑空訓練所建設開始（１９４０） ・小学校・中学校の開校（１９４７） ・高浜町，石岡町に編入（１９５３） ・石岡市誕生(2月)，三村・関川村編入(12月)（１９５４） ・山根１町７村が合併し，八郷町誕生（１９５５） ・県立八郷高校創立（１９６３） ・県立石岡商業高校創立（１９６４） ・市民会館完成（１９６８） ・柏原工業団地完成（１９７２） ・茨城国体開催，バドミントン会場（１９７４） ・市立図書館完成（１９８０） ・常磐自動車道石岡まで開通，八郷町中央公民館完成（１９８２） ・茨城県フラワーパーク開園（１９８５）
平成時代	2000	・阪神・淡路大震災（１９９５） ・長野冬季オリンピック（１９９８） ・サッカーワールドカップ韓国と共同開催（２００２） ・東日本大震災（２０１１）	・八郷温泉ゆりの郷オープン（２０００） ・石岡市と八郷町が対等合併し，新石岡市が誕生（２００５） ・鹿島鉄道廃止（２００７） ・東日本大震災で被害を受ける（２０１１） ・朝日トンネル開通（２０１２）

『ふるさと学習―石岡を学ぶ―』（平成28年4月発行）より一部改変

第6回 石岡市文化財調査報告会
発表要旨

2022（令和４）年８月20日発行

編集　石岡市教育委員会　文化振興課

発行　石岡市教育委員会
〒315-0195　茨城県石岡市柿岡5680-1

印刷　共和印刷株式会社
〒315-0001　茨城県石岡市石岡2747-68